

行政常任委員会

令和 2 年 6 月 1 8 日（木）

午前 9 時 5 9 分開 会

○南委員長 おはようございます。本会議でお疲れのところ、御苦労さんでござ
います。

ただいまより、行政常任委員会を開催いたします。

本日の欠席通告者は、高村議員が病気のため欠席でございます。

それでは、付託案件に入る前に市長のほうから。

○加藤市長 おはようございます。

議員の皆様には、昨日までの本会議に引き続きまして、行政常任委員会を開催し
ていただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託されています議案につきましては、議案第 4 2 号、尾鷲市
市税条例の一部改正についてから議案第 4 8 号、令和 2 年度尾鷲市国民健康保険事
業特別会計補正予算（第 1 号）の議決についての計 7 議案であります。

それぞれ担当課より提出議案について説明いたさせますので、よろしく御審査い
ただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、本会議の質疑にございました議案第 4 7 号、令和 2 年度尾鷲市一般会計補
正予算（第 3 号）の歳出 7 款土木費における建物等調査業務委託料 1 6 7 万円につ
きましては、岡の川災害復旧工事に伴う工事の影響の関連性を調査する必要が生じ
たため既決予算を流用させていただき、今回、予算計上させていただいたものでご
ざいますので、改めてよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○南委員長 ありがとうございます。

今日、6 課まで行きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、財政課の説明に入る前に市長と副市長は退席ですよね。

説明は、先ほど市長がお話がございましたように各担当の課より説明をしていた
だいて、特に問題があり、市長、副市長を出席を求めた場合は、待機をしております
ので、出席していただくよう要請をいたしますのでよろしくお願いいたします。

御苦労さんでございます。

それでは、財政課に付託されております議案第 4 7 号の一般会計補正予算の歳入
歳出の説明を求めたいと思います。

○岩本財政課長 おはようございます。財政課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第47号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決についてのうち、財政課に係る予算につきまして、補正予算書並びに委員会資料に基づき御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,271万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ116億9,697万6,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容のうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

10ページ、11ページを御覧ください。

歳入でございます。

一番下になりますけれども、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3,136万1,000円の増額は、今補正の財源として財政調整基金より繰り入れるものでございます。

続きまして、14、15ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費は1,384万6,000円を増額し、計1億7,501万3,000円とするものでございます。

内容でございますが、財産管理経費につきましては、中央駐車場敷地の売却を進めるための登記手数料81万円及び不動産鑑定手数料35万8,000円でございます。

ここで、委員会資料の1ページを御覧ください。

中央駐車場敷地でございますが、所在地が中村町中久留455の11、地積が全体で1,159.46平方メートル、そのうち売却予定部分が約772平方メートルでございます。

次のページを御覧ください。

売却までのスケジュールの予定でございますけれども、今回、測量、分筆等の予算計上させていただいておりますけれども、予算をお認めいただければ、7月より測量、分筆及び不動産鑑定を行い、12月に売却見込額を計上させていただきまして、今年度中に売却まで完了したいと考えております。

なお、同じく本年度中の売却を予定しております旧野地乳児保育園敷地ほか2件

につきましては、当初の予定より少し遅れておりますけれども、売却見込額を9月の補正予算に計上させていただきまして、12月を目途に入札を実施したいと考えております。

それでは、補正予算書の14、15ページにお戻りください。

次に、基金積立金につきましては、森林環境譲与税の増額交付分である1,505万3,000円から、事業費への充当分237万5,000円を除いた1,267万8,000円を基金に積み立てるものでございます。

ここで、委員会資料の3ページのほうを御覧ください。

今回の補正予算を踏まえた基金残高見込みでございますが、財政調整基金の補正後残高が5億2,530万4,000円、森林環境譲与税基金が1,309万5,000円で、基金合計では13億6,499万5,000円となる見込みでございます。

補正予算に係る財政課からの説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

財政課の説明を頂きました。

ただいまの説明に御質疑のある方は、御発言をお願いいたします。

○三鬼（孝）委員 課長、中央駐車場の売却、不動産の調査の費用が上がっているんですけども、解体費用というのはどれだけ要るんですか。

○岩本財政課長 今、試算をしております額、概算ですけども、1,700万円ほどかかる予定でございます。ですので、売却のときは、その分を差し引いた金額を売却予定価格としたいというふうに考えております。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○南委員長 他に。

○奥田委員 私も引き続いて資料1の中央駐車場の売却の件なんですけれども、全体が1,159.46平方メートルということで、これを分筆されるということなんですけど、分筆の理由って何かあったんですか。

○岩本財政課長 売却予定部分以外の分筆部分については、社協の介護保険事業所に現在貸付けをしておりますので、その部分を除いたところを売却したいということで分筆を計上しております。

○奥田委員 よく分かりました。ただ、1,159.46のうち772平米を売却するということですね。分かりました。

それで、資料2なんですけど、財政調整基金のところなんですけど、今回、子育て支援とかそういうので国の第1次補正に沿った形での市独自のメニューがあると

ということなんですけど、国の1次補正が1兆円あるんですか、そのうち、地方創生臨時交付金なんですけど、1兆円あって、尾鷲市は1億795万2,000円あるということなんですけど、1億795万2,000円というのはいつ頃入ってくるんですか。

○岩本財政課長　　まだ交付決定自体が来てないということを聞いておりますので、月末ぐらいに交付決定がされてというような話は聞いておるんですけども、入金はその後になると思います。

○南委員長　　よろしいですか。

○三鬼（和）委員　　遊休市有地財産の売却予定ということで、中央駐車場を今回計画しておるんですけど、今分かったら教えてほしいし、分からなかったら後でも結構なんですけど、これまでフェンスを外すとかなり費用がかかっていると思うんですね。それが中央駐車場に関して、どれぐらいこれまで、危険とかそういったのを含めて費用が要ったのかという費用を、今、分からなかったら後でも結構ですので、ほしいなと思います。

○岩本財政課長　　平成30年に危険が発生したということで、ブロック長壁の解体工事というのをしておるんですけども、そのときの費用が560万ほどかかっております。

○三鬼（和）委員　　中央駐車場のみならずなんですけど、入札して、本来、市の遊休財産については、できたら、遊んでおることから財産にというか、財源の一部にという考えから来たわけなんですけど、このように処分は進んでおるけれども果たして財源になっておるのかどうかということも含めて、危険なことも解決していかならんということもありますので、できましたらそれぞれに要った別費用についても今後は参考になるように資料でつけていただきたいと思いますので、お願いしたいと。

委員長、構いませんか。

○南委員長　　はい。よろしく申し上げます。

○岩本財政課長　　今後、売却を進めていく中でかかった費用とか、その分を差し引いて売却の利益がどれぐらいあったかということの資料を、また用意させていただきたいと思います。

○仲委員　　中央駐車場、構造物があるわけなんですけど、売れることを見込んでやっておるわけなんですけど、期待していますけど、今のところ市民の方から、外部の方からでもそういうお話があって、売れる見込みは立てておりますか。

○岩本財政課長 2月にホームページ等で公表してから数件の問合せを頂いておりまして、売却まで至るかどうかという確信ではないですけれども、ある程度の見込みは立てられるんじゃないかなというふうに思っております。

○三鬼（孝）委員 先ほど解体費用、概算で1,700万というか、鉄骨解体後の鉄骨は売却できると思うんですけれども、その辺の試算をしておりますか。

○岩本財政課長 鉄骨等の売却の費用も含めた概算値でございます。

○三鬼（孝）委員 ちなみに、すみません、金額はどれほどですか、売却の。

○岩本財政課長 すみません、ちょっと、今、把握しておりません。

○南委員長 また、後で把握できたらお願いいたします。

他にございませんか。

（発言する者あり）

○南委員長 いや、この議案について。

○野田委員 ちょっと、先ほどの売却までのスケジュールなんですけれども、今回は中央駐車場ということで理解していますけど、あとの三つの旧野地乳児保育園、新田の税務署職員住宅、矢浜市有財産という部分は、今、先ほど3件とも9月の補正でということによろしいんですか。

○岩本財政課長 資料のスケジュールに記載しております旧野地乳児保育園、新田の市営住宅と矢浜の市有財産、この三つにつきましては、今、鑑定を行っておりますので、9月の補正予算に売却見込額を計上したいというふうに思っております。

○野田委員 ありがとうございます。

○南委員長 この議案については、他にございませんか。今回の予算について。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ないようですので、予算の審査を終わって、特に楠委員がその他のほうであります。

○楠委員 すみません、その他で。

今回の補正予算で各イベント関係で減額されている部分については、財政課としてはどういう取扱いをしているのか、それをちょっと教えてもらえますか。

○岩本財政課長 今回、イベント中止になったものの中で、もう既に補正予算に反映できたものとしておわせ港まつりの分、200万円減額しておりますけれども、あと、尾鷲節コンクールも中止ということで、これはちょっと時期的に補正予算に計上が間に合わなかったものですから、その分は後ほどまた補正のほうで減額をしたいというふうに思っております。

残りのイベント関係というのは、中止決定されておりますのはその2件だと思っておりますので、あと、また何かありましたら補正で対応したいと思います。

○楠委員 補正対応は別に問題はないかと思うんですけど、金額、お金そのもの、額そのものはどういうところに担保しているのか。いわゆる財政課としてプールして、それこそ緊急時用に対応するのか、それとも予算不執行で次年度、もう予算上の関係、決算のところにするのかどうか、その辺をちょっと教えてもらえますか。

○岩本財政課長 補正予算で減額するということですので不執行とはなりませんけれども、次回の補正でもし減額があれば、その分、歳入歳出の差引きの中で処理をしていくというふうになると思います。

○南委員長 よろしいですか。

○奥田委員 今の関連なんですけど、いいですかね。

今回の資料に見ても、これ、財調の取崩しがあるじゃないですか。私、先ほど質問したように、国の第1次補正、それに伴って市のメニューを、今、考えていますでしょう、申請もしていますよね。それが、お金が入ってくるのがちょっと遅いということで、財政難だからということで市長も慎重な答弁をしておったじゃないですか、一般質問でも。

だから、今、楠委員が言われたように、イベント関係の、今回、6月2日に議運、全協しておるわけなので、尾鷲節コンクールなんかも、もう早い段階で中止と言うておるやないですか、じゃないですか。ただ、尾鷲節コンクール、結構、残業代も90万ぐらいあるわけでしょう。だからそういうのをきちっとやっぱり、財調を取り崩しておるわけですから、一次補正の関係でも。だから、やっぱり財政としてイベント関係がこれだけ、今、中止になっていて、これだけ残業代も浮いてくるし、このぐらいのお金が、今、浮いてきていますよということもきちんと僕は示してほしいんですわ。

どうですか、財政としても。それぐらい真剣になって僕はやらないと、かなり市長もやっぱり答弁を聞いておると、昨日、一昨日の答弁を聞いておっても、かなり慎重になっているというか、それはよう分かるんです、財政難だから。

だから、余計に財政課としても浮いてくるお金というのはどれだけあるのかというのを、早め早めにやっぱり、市長に対してもそうやけれども、我々議会に対しても示してほしいなという気がするんですけども、いかがですか。

○岩本財政課長 おっしゃるとおりで、何かイベント等を今回中止になったことによって、どれぐらいの時間外も含めて浮きができるかどうかということ把握し

ながら、また調査して、報告させていただきたいというふうに思います。

○野田委員　すみません、ちょっとその他で関連で申し訳ないんですけども、以前にイベントがあったときに、今回の補正で、要は歳入と歳出の補正で分からない状態になってしまって、僕はこの部分の資金というのはどのようにプールされていくのかという、楠委員との話で聞かせてもらったんですけども、素人感覚ではそのように思ってしまうわけです、素人感覚では。そういう資金というものがどうなのかという感じで。

だから、今の関連なんですけれども、そこら辺は歳入と歳出で補正を組まれてざくっとなるんだろうけれども、せっかく実行しなかった部分というのはあるのであれば、そこら辺はどれぐらいの金額で、本来、元の予算とどのように関係するのかということをやっぱり説明していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○岩本財政課長　今回、コロナ関係もあってそういうお話もあるのかなと思うんですけども、通常の歳入歳出の補正と同様に歳出が減った場合は、そのときの歳入歳出の差引きの中で処理をしますので、プールという考え方では今のところないです。

○三鬼（和）委員　財政調整基金の説明がありましたので、ちょっとお伺いしたいんですけど、これはあくまで近隣市町の交流のある議員さんから伺って、コロナ対策について、近隣市町においては首長さんは財政調整基金からコロナ対策をもうどんどん行ったということで、紀北町にしても熊野市にしても早いわけなんですけど、本市においては、先ほど1次補正もまだ入金される旨の正式な通知が来てないということなんですけど、漏れ聞くところによると、コロナ対策は臨時会をした上で財源更生あるとかそういったことをするのであろうとこっちは想定しておるんですけど、あくまで、これは1次、2次の国のコロナ対策の交付金が決まってから本市とすれば本格的なコロナ対策を進めると、一般財源を代用しておいてやるのではなし、臨時交付金が来てからしかやらないと受け取ったらいいんですか。遅くなっていくんじゃないかなと思うんですけど、その辺は、市長がおらんので大変申し訳ないんですけど、財政の今の見方としてはどうなんですか。

○南委員長　今の質問は大きな政策の形なので、財政課長は答弁は難しいと思うんですけども、言える範囲で、個人的な考えでもよろしいです。

○岩本財政課長　御承知のとおりなんですけれども、財調が5億余りという中で、事業は事業として政策調整のほうを取りまとめて、今後どういった事業をしていくかというのは考えておると思うんですけども、確実に財源が交付金が充てられる

かどうかというのも判断しながら、今後の事業を進めていくというふうに理解しています。

○三鬼（和）委員　市長がおらんで申し訳ない。

財政担当する課として、政策上、調整のほうが進めるとは思うんですけど、国の交付金が決定次第、一日も早く、臨時会は要請していただいたら、議長、議運の委員長なりが速やかに対応してくれると思うので、できるだけ市民の皆さんの負担が和らぐように、内部においてもそれぞれの課で行ってほしいと思いますので、お願いしたいと思います。

○南委員長　先ほどのコロナ対策なんですけど、課長からも答弁あったんですけども、後の政策課のほうでも第1次補正についての市の取組についてしっかり説明を頂く予定でおりますので、御理解をお願いいたします。

それじゃ、財政課は終わります。ありがとうございます。

続いて、税務課をお願いいたします。

それでは、税務課の付託議案の説明を受けたいと思います。

議案第42号と議案第43号を併せて説明をお願いいたします。

○仲税務課長　それでは、議案第42号、尾鷲市市税条例の一部を改正する条例案並びに議案第43号、尾鷲市都市計画税条例の一部を改正する条例案について、それぞれ関連した部分もございますので、まとめて御説明申し上げます。

本条例は、新型コロナウイルス感染症の影響による各種措置に伴って、収入の減少など納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、尾鷲市市税条例並びに尾鷲市都市計画税条例の一部改正を行うものであります。

主な改正点の概要につきましては、条文での説明では煩雑で非常に分かりにくい
ため、委員会資料にて課長補佐のほうから説明いたさせます。

○古戸税務課長補佐兼係長　それでは、尾鷲市市税条例、尾鷲市都市計画条例の改正点の概要について御説明いたします。

税務課委員会資料1ページを御覧ください。

今回の条例改定における、1、議案番号、2、題名、3、目的、理由については、記載のとおりであります。

4の主な改正点の概要につきましては、御覧のとおり、5種類の措置を表にまとめてあります。

まず、整理番号1ですが、この措置に関しましては、本市にとって最も該当する

ケースが想定されますので、別に資料を作りましたので、そちらのほうで説明させていただきます。

委員会資料 3 ページを御覧ください。

改正内容といたしましては、新型コロナウイルスの影響によって厳しい経営状況にある中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税についての軽減措置であります。

対応といたしましては、令和 2 年 2 月から 10 月までの任意の 3 か月間の売上高が、前年同時期と比較して 30%以上 50%未満減少している場合は課税標準額を 2 分の 1 に、50%以上減少している場合は課税標準額を全額免除するというもので、減免対象といたしましては、償却資産と事業用家屋となります。

適用の要件としましては、令和 3 年 1 月 31 日までに認定経営革新等支援機関等の認定を受けていただいた上で、それをもって各市町村に申告となります。また、虚偽の記載をした場合の罰則が、地方自治法附則第 61 条第 4 項に授けられております。

大まかな手続の流れについては下段に表記しておりますので、御覧頂きたいと思っております。

この事業収入の減少の認定については、認定経営革新等支援機関等の発行による確認書が必要ですので、それを添えて市に対し軽減の申告をしていただくこととなります。

最後に、この措置は令和 3 年度の固定資産税課税分及び都市計画税に限定されます。

なお、この措置によって生じる市税減収額は、全て新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で補填されることになっております。

委員会資料 1 ページにお戻りください。

次に整理番号 2 ですが、これまで生産性革命の実現に向けた特例措置として、中小企業等が新規に設備投資する生産性向上特別措置法で認定された先端整備等に該当する機械、装置に係る固定資産税については、平成 30 年 6 月 6 日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間内に導入されたものの課税標準額を減額する措置が取られてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、適用対象を機械、装置だけでなく、最先端設備等に該当する一定の家屋及び構築物に拡大し、さらに適用期限についても令和 2 年度末から 2 年間延長されることとなったものです。

なお、この措置によって生じる市税減収額についても、先ほどと同じく、全て新

型コロナ感染症対策地方税減収補填特別交付金で補填されることとなっております。

資料、次ページを御覧ください。

整理番号3ですが、令和元年10月1日に導入された軽自動車税の環境性能割につきまして、令和元年10月1日から令和2年9月31日までの間に購入された軽自動車税に関しましては、臨時的に環境性能割を1%を減額する措置が実施されておりましたが、新型コロナウイルスの影響により、その特例措置が6か月延長され、令和3年3月31日までに取得した車に対して適用期限が延長されるものです。

なお、この措置によって生じる市税減収額については、国の軽自動車税減収補填特例交付金で補填されることになっております。

整理番号4、今回の新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、政府の外出自粛要請によってイベントを中止、延期、規模を縮小した事業者に対する入場料などの払戻し請求権を放棄したものについては、そのイベントが文化庁やスポーツ庁の指定行事として認められた文化芸術またはスポーツイベントである場合については、払戻し分の金額が所得税の寄附金控除の対象とされましたが、住民税においても、住民の福祉向上に期するものとして税額控除の対象とするよう条例改正するものです。

整理番号5につきましては、令和元年の消費税増税に対する減税制度として、家屋の新築や中古のマイホームの購入や、住居の増改築を住宅ローンで行った方に対し、令和元年10月1日から令和2年12月末までに入居された方については、住宅ローン減税の控除期間が、これまでの10年から13年に拡充されております。

また、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除できなかった額を、控除限度額の範囲で個人住民税から控除することができる制度であります。新型コロナウイルスの影響により取得した住宅への入居が遅れ、令和2年12月末までに入居できなかった方に関しても、令和3年12月末までに入居された方については、1年間延長されたわけなんですけれども、13年間に延長された住宅ローン控除を適用できることになりました。今回、この市税条例におきましても、これに対応するよう改正を行うものです。

この措置による減税額は、全額特例交付金で補填されることになっております。

○仲税務課長 以上、今回の尾鷲市市税条例並びに尾鷲市都市計画条例の一部を改正する条例案の改正概要についてまとめて御説明させていただきました。

なお、この税制上の措置につきましては、本議案が可決となり次第、広報誌、ホームページ、あるいは地元新聞等を通じて広く周知してまいりたいと考えておりま

す。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 議案42号、43号の説明は以上であります。

○小川委員 今、御説明頂いたんですけど、1番、2番の中小企業の償却資産であるとか、固定資産税、都市計画税の減免というのをお聞きしたんですけども、これ、個人事業主の方の事業の家屋とか償却資産というのがあると思うんですけど、そういうのは対象外なんですか。

○古戸税務課長補佐兼係長 個人事業主に関しても該当します。

○南委員長 よろしいですか。

他にございます。

○仲委員 3ページの対応ということで説明があるんですけど、令和2年2月から10月までの任意の3か月間という表記があるんですけど、任意の3か月間というのはちょっと御説明ください。

○古戸税務課長補佐兼係長 任意の3か月間というものは、その間の間に、言うたら8月、9月、10月でも構いませんし、2月、3月、4月でも構わないんですけども、全体として3か月間連続で下がってればそこで見るということになっております。

○仲委員 任意ということですから、2月から10月までの間、その間の3か月間、一番売上げが下がったところを取っていくということによろしいですか。

○仲税務課長 そういうことになろうかと思えます。コロナウイルスの影響が一番多く出た部分ということになろうかと思えます。

○南委員長 よろしいですか。

○野田委員 まず、中小企業ということで規定されているんですけども、これについては法人税の算出の書類ってありますよね、国税庁なんか。ああいうところから判定するんですか。判定基準というのはどうなのかというところが1点、教えていただけますか。初歩的なことですけども。

○古戸税務課長補佐兼係長 資料3ページの下のところ注釈1がつけてあるんですけども、資本金額が1億円以下で資金及び出資を有しないというような場合は1,000人以下の事業員のということで決まっておりますので、個人も同じ扱いになっております。

○野田委員 先ほど小川委員の質問の中で、青色申告ということを受けている個人事業主もオーケーよということですので、注2のところの認定経営革新等支援機

関等ということで、税理士、公認会計士、弁護士ということは、などって入れられているんですけども、これは商工会とか商工会議所とかそういうところでもいいってことですか。そこでやられる方も多いと思いますけれども。

○仲税務課長 商工会、それとか、あと金融機関等でも一部あるかと思うんですが、その認定を受けているところであればということなんですが、ちょっと申し訳ないんですけど、尾鷲の商工会議所のほうが認定を受けておられるかどうかというのはちょっと確認をまだしておりません。

○野田委員 ありがとうございます。

○三鬼（和）委員 確認なんですけど、先ほど仲委員の質問の中で、ちょっと答弁があれなんですけど、これは3か月間ということは連続3か月間と判断して、2月から10月の間の悪い月を寄せ集めてもいいのか、それとも、あくまで連続3か月間ということの認識でいいんですか、どうなんですか。

○南委員長 飛び飛びじゃなしにな。3か月って飛び飛びでもいいんかいな。飛び飛びでも悪いところばかり入れてええんかいな。例えば、2月、5月……。

○古戸税務課長補佐兼係長 中小企業庁のホームページに軽減措置の一覧表が載っておりまして、その中では連続3か月間とうたわれております。

○南委員長 連続ね。

○奥田委員 2ページのところの整理番号4のところの寄附金控除のところなんですけれども、尾鷲はあんまりないという話がありましたよね。

これ、入場料を払ったんだけど払戻しをしてもらえなかった人が対象やったもんね。払い戻してなかった分について寄付金控除の対象になるということなんですけど、この内容のところ、政府の自粛要請を受けて中止された文化技術、スポーツに係る一定のイベントというのは、尾鷲で言うとどういうものがあるんですかね。

○仲税務課長 今のところ文化庁のホームページで一覧が見えるわけなんですけど、今のところ尾鷲内でのイベントは確認しておりません。

○南委員長 他にございませんか。

○楠委員 2点ほど。この改正の部分については、時限法なのか、それともある一定期間、また改正が出るのかどうか、その1点と、それから、あともう一つ、3ページ以降で、これからパンフレット等を作って市民に周知していきたい、5ページ、6ページですか、とあるので、1、2、3のケースについては減免後の税額がということが書いてあるんですけど、4点目のケースは駄目ですよということを書いてあるので、1,000万を超えている人が何人いるかちょっと分からないんです

けど、逆にボックスの中に前年度収入が1,000万を超えているから対象外ですよと書いてあげたほうが、欄外に書くよりは分かりやすいんじゃないかと思うんですけど、その辺いかがですかね。その2点だけ。

○古戸税務課長補佐兼係長　今回の条例改正については、ほとんどが時限立法で期限が決められております。その期間だけということで、整理番号1に関しては1年間、令和3年度のみとなっております。

生産性向上の2につきましては、2年間の延長になります。軽自動車税に関しては半年間の延長。4、5につきましても今年限りとなっておりますので……。

(発言する者あり)

○古戸税務課長補佐兼係長　今年度限りです、今年限りですかね。申告なので1月から12月までの価値でしていますので、その今年1年限りと今のところなっております。新型コロナの影響で、今後、延長される可能性はなきにしもあらずと思いますが、今のところは全部時限で決まっております。

○南委員長　よろしいですか。

○古戸税務課長補佐兼係長　資料4から5につきましては国保の話になりますもので、後ほど市民サービス課の話の中でちょっと説明させていただきますので、すみませんがまた後ほど。

○南委員長　今の説明で、各課のほうで条例が通ったらホームページを通して市民にどうのこうのという話ですけれども、ホームページも大事なんですけれども、やはり市の広報なんかでもいろんな地元新聞なんかも利用して、市民によく分かるように周知徹底を図っていただくよう、速やかにお願いをいたします。

御苦労さんです。ありがとうございました。

暫時休憩します。

(休憩　午前10時40分)

(再開　午前10時49分)

○南委員長　それでは、委員会を再開いたします。

市民サービス課から付託されておる議案から説明を受けたいと思いますので、44、45、46、併せてお願いいたします。

○宇利市民サービス課長　市民サービス課です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第44号、第45号、第46号をまとめて説明をさせていただきます。

それでは、まず、議案第44号、尾鷲市手数料徴収条例の一部改正についてにつきまして、議案書に基づき御説明申し上げます。

議案書の6ページを御覧ください。

この条例改正は、除票等の記載事項交付制度等を明確化する法改正が施行されたことに伴い住民基本台帳関係の整理を行い、また、社会保障税番号制度における通知カードが廃止されたことから、通知カードの再交付事項を削除するものでございます。

通知カードの取扱いといたしましては、現在、通知カードを所持されている方は、通知カード自体としては今後も利用できますが、再発行や住所などの記載項目の書換えには対応できないため、注意が必要となります。

また、5月25日以降に新たに個人番号が付番されることになる方には、個人番号通知書が送付されることとなりますが、個人番号通知書は通知カードとは異なりマイナンバーを証明する書類ではなく再発行はできないため、個人番号が不明になった場合は住民票を取得していただくこととなります。

議案第44号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第45号、尾鷲市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてについて説明をさせていただきます。

45号と46号につきましては、基本的には同じものとなっております。ですので、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当の説明となります。

この二つの説明については、46号の尾鷲市国民健康保険条例について制度説明をさせていただきます。

まず、45号のほうにつきましては、令和2年第2回尾鷲市議会定例会条例一部改正（案）新旧対照表の8ページを御覧ください。

今回の条例改正は、75歳以上の高齢者等を対象とする後期高齢者医療制度の運営を行う三重県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給を実施することになったことに伴い、市への委任事務の範囲が拡大されたことによるものでございます。

傷病手当金の支給を受ける場合には申請が必要となりますので、その申請書の受付業務を、今後、新たに市で行うこととなります。

傷病手当金の制度内容については、次の議案第46号で説明をさせていただきます。

議案第45号については、ひとまずここで終わらせていただきます。

続きまして、議案第46号、尾鷲市国民健康保険条例の一部改正についてにつきまして、御説明申し上げます。

委員会資料の1ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給につきましては、国内での新型コロナウイルス感染症……。

○南委員長 委員会資料を送ってくれるかな。

○宇利市民サービス課長 すみません。

よろしいでしょうか。

○南委員長 了解。

○宇利市民サービス課長 続けさせていただきます。

○南委員長 すみません。

○宇利市民サービス課長 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給につきましては、国内での新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大をできる限り防止するために、新型コロナウイルス感染症に感染した労働者などが休みやすい環境を整備することを目的に、保険者として緊急的、特例的に傷病手当金を支給していこうとするもので、そのための条例改正となります。

まず、支給対象者につきましては、給与等の支払いを受けている尾鷲市の国民健康保険加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができなかった、また、その労務に服することができなかった期間に労務に就くことを予定しており、労務に服することができなかったことにより給与等の全部または一部を受けることができなかった方が対象となります。

なお、自営業の方や個人で事業を行う方は給与等の支払いを受けていないため、対象となりません。

また、感染の疑いがない方が、自治体からの外出自粛要請や事業主からの指示で労務に服さなかった場合は、療養のため労務に服することができなかった場合に該当しないので対象となりません。

次に、支給対象となる日数につきましては、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定した日となります。つまり、療養のため4日以上仕事を休んでいることが要件となり、療養のため連続して3日間仕事を休んだ後の4日以降の仕事を休んだ日が支給対象となります。

次に、支給額につきましては、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した額の3分の2を1日当たりの支給額とし、それに支給対象となる日数を乗じた額となります。

なお、給与等の全部または一部を受けることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。また、1日当たりの支給額は3万887円を上限としております。

次に、適用期間につきましては、令和2年1月1日から令和2年9月30日の間で、療養のため労務に服することができない期間で、入院が継続する場合は最長1年6か月となっております。

支給を受けるためには申請が必要となります。また、申請の際には、事業主による勤務日数や給与支払い状況等の証明、医療機関を受診された場合は、医療機関による労務が不能であったことの証明も必要となりますので、該当すると思われる方は、一度、国民健康保険係まで御相談頂きますよう、7月末の保険証の年次更新の際に皆様に御案内させていただく予定としております。

議案第45号、46号についての説明は以上でございます。

○南委員長 市民サービス課からの説明は以上でございます。

御質疑ある方は御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、一般会計の補正の説明をお願いいたします。

○宇利市民サービス課長 続きまして、議案第47号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第3号)の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算書(第3号)及び予算説明書に基づき、御説明申し上げます。

予算書の12ページ、13ページを御覧ください。

歳入でございます。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入は、補正額230万円を追加し、6,503万2,000円とするものでございます。

内容は、2節総務費雑入の一般コミュニティ助成事業助成金230万円の追加でございます。

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指す目的で、一般財団法人自治総合センターからコミュ

ニティ助成に直接に必要な設備等の整備に関する事業に対し助成されるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

次ページを御覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 3 目コミュニティーセンター費は、補正額 2 3 0 万円を追加し、2, 4 0 0 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

全額一般コミュニティ助成事業に対する補助金 2 3 0 万円の追加であり、特定財源のその他 2 3 0 万円は、先ほど歳入で申し上げた一般コミュニティ助成事業助成金でございます。

補助対象となる事業につきましては、今年度、早田地区において実施されます放送設備等の整備事業で整備することにより難聴箇所を解消し、各種イベント、まちづくりや地域活性化に関する活動など地域コミュニティ活動の醸成に努めるものでございます。

議案第 4 7 号についての説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

説明は以上でございます。

御質疑ございませんか。

○三鬼（和）委員 コミュニティ事業なんですけど、たしか対象者が、区とかそういうふうなじゃなしに、大敷かなんか。どこに、大丈夫なんですか、そういう対象については。

○宇利市民サービス課長 今回の対象は、対象としてはオーケーという話を頂いております。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 じゃ、ないようですので、そしたら、付託されておる議案の審査を終わりにして、その他……。

まだあった、ごめんなさい。すみません。

（発言する者あり）

○南委員長 国保のほうの説明をお願いいたします。失礼しました。

○宇利市民サービス課長 続きまして、議案第 4 8 号、令和 2 0 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決についてにつきまして、補正予算

書に基づき御説明申し上げます。

補正予算書の25ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ211万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,648万6,000円とするものでございます。

続きまして、第2項、第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。

32ページ、33ページを御覧ください。

歳入でございます。

3款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金は、補正額211万8,000円を追加し、17億3,226万5,000円とするものでございます。

2節特別交付金211万8,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金に対する特別交付金で、支給額の全額について国から財政支援される予定でございます。

続きまして、歳出でございます。

次ページを御覧ください。

2款保険給付費、6項傷病手当金、1目傷病手当金は、補正額211万8,000円を追加し、211万8,000円とするものでございます。

内容は、全額が新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金211万8,000円の追加であり、費用積算といたしましては、令和2年3月末の国保加入者4,329人の約1%の43人が1日当たり3,517円を2週間分受給することとして積算しております。

以上のとおり見込額を積算しましたが、現状、市で把握している対象者はいないものと考えております。

○南委員長　ただいまの48号の国民健康保険の補正について、御質疑はありますか。

最終的には、見込みとしては予算は計上したけれども、尾鷲市には多分いないだろうという想定でよろしいですか。

○宇利市民サービス課長　現状はいないだろうということで、何せ国保加入者であって、なおかつ給与所得者、その上にコロナの感染等の疑いとかで休んだ部分の給料がなくなった方という条件に当てはまる方というのは、現状、私どもとしては把握していないと。

今後、もしかして第2次とかが来たときに、尾鷲市の中でも感染者が増えた場合はあり得るので予算を計上させていただいているというところでございます。

○南委員長 現時点では想定はないけれども、今後として。
よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 市民サービス課のほうの、ほかにコロナ関係で4件ばかり報告事項がありますので、まずその報告をお願いいたします。

○宇利市民サービス課長 それでは、その他の報告といたしまして、特別定額給付金の支給状況について御報告申し上げます。

委員会資料の2ページを御覧ください。

本市特別定額給付金は、本年5月12日にオンラインによる申請受付を開始して以来、約1か月が経過いたしました。事業開始当初に危惧されました窓口での混雑もなく申請受付を行えており、市民の皆様の御協力に感謝しております。

6月18日までの支給状況でございますが、9,304世帯、1万7,389人の給付対象のうち、本日中に支給されますのは8,942世帯、1万6,916人でございます。達成率は世帯比として96.1%でございます。

申請者の内訳としては、支給済み8,942世帯のうち8,806世帯が郵送申請、136世帯がオンライン申請で、書類に不備がない場合には申請受付日と同日の支給決定が行えている状況でございます。

報告は以上でございます。

○南委員長 ただいまの報告について。

○濱中委員 これは、もう申請された方の中に辞退者というのは数えてないですか。

○宇利市民サービス課長 本日現在で2名となっております。

○南委員長 他にございませんか。

この課長の報告のほうで、税務課の説明のほうはどうなっておるんですか、これは。ちょっと1回。

○宇利市民サービス課長 税務課の説明につきましては、ただいまの定額給付金の説明後、税務課のほうから説明をさせていただく予定としております。

○三鬼(和)委員 すみません、前後して。

この資料2の96.1%なんですけど、残りの方というのは何か連絡とかそういった、本人がそんな急いで申請してないというふうに判断なのか、ちょっと確認と

いうのかな、届いているかどうかという確認とあって、そういうことを含めて。僅かな世帯数になってきたので、その辺の作業とかはどうなんですか。もう少し先でやるんですか。

○宇利市民サービス課長 お盆で帰省されている方等、手元に届いてない方もおられるかなと思いますので、残りの把握というのが、まだ、今現状、郵送が届かなかった方を主に把握している作業を今行っております。

その後、辞退をする予定はない方と辞退する方というのが、申請をしなければ辞退ということになるんですが、そこら辺の把握については民生委員さん等にも話を聞きながら、近くに申請困難者がいないかどうかの把握を同時に並行して進めている状況です。

○三鬼（和）委員 お盆で帰省とかというか、この場合は、住所が尾鷲であっても違うところで長く住んでおたらそこからも申請できるというのか、寄附できるんじゃないかなと思うんですけど、一番心配なのは、そういった手続が困難な方が、こういう給付されなかったらということを心配するので、その辺は、先ほど民生委員さんの協力を得てということがあるので、その辺は、後になってどうもできなかったと言っていう、情報も分からなかったということがないようにだけお気遣い願いたいと思うんですけど、よろしくお願いします。

○宇利市民サービス課長 私どもも、期間が限定されている事業となっておりますので、極力、申請困難者の方に申請していただけるように、成年後見人のおられる方が実際に申請をされたケースもございますので、そういう方ではなくて、そこまで至ってない方です、なかなか情報に触れる機会のない方等に対してどういふような働きかけをできるのかというのを考えながら、業務を進めていきたいと考えております。

○南委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 それでは、税務課の説明を求めます。

国保関係と後期高齢者のほうで。

○仲税務課長 それでは、新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少したなどの、被保険者に係る国民健康保険税の減免につきましては、既に委員の皆様には通知のほうもさせていただいておりますけれども、ここで改めてその詳細について課長補佐のほうから説明させていただきます。

○古戸税務課長補佐兼係長 それでは、国民健康保険税の減免の対象について御

説明させていただきます。

税務課資料 4 ページを御覧ください。通知いたします。

国民健康保険税の減免の対象になる方については、2 パターンございます。

まず、1 についてですが、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または1 か月以上の治療を有すると認められるなど、症状が著しく重篤な傷病を負った世帯の方については国民健康保険税が全額免除とされます。こちらについては、現在のところ本市では該当している方はないと思われま。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方、具体的な要件については、事業収入、給与収入など収入の種類ごとに見た収入のいずれかが前年に比べて30%以上減少する見込みであり、前年の所得の合計が1,000万以下で、収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計が400万以下である場合においては、世帯被保険者全員について算定した保険税額に、世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額を掛け、主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の合計額で割って、合計所得に応じた減免割合を掛けた額が、Dを掛けた額が減額されます。

こちらにつきましても、本市においても該当するケースがございますので、後ほど具体的な例を挙げて説明させていただきます。

収入減少の確認につきましては、国からの通知におきまして、被保険者に対する迅速な支援の観点から、見込みで判断することで差し支えないとされております。

申請時に、減少した事業等につき、令和2年1月から申請日までの収入状況が確認できる給与明細や帳簿書類等を見せていただいて、それを基に、本人に令和2年度収入の見通しを1年間立てていただき、それを令和元年の収入と比較し判断いたします。

また、国や県から支給される各種給付金は収入の計算に含めないとされております。

期間につきましては、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限があるもので、年金による特別徴収分もこれに該当いたします。

ここで、分かりやすいように具体例を4点ほど作りしましたので、説明させていただきます。

資料5 ページを御覧ください。

ケース1 ですと、4 人家族で、夫の営業収入、事業収入になるんですけども、これが令和元年度で800万円の場合、令和2年度の収入が500万円と大幅に減

少する見込みである場合、30%以上減少しておりますので、下記の計算式に当てはめて減額対象保険税額を計算します。

世帯の被保険者全員について算定した保険税額が64万6,700円とした場合、世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額は、主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の合計所得額と同額ですので、減免対象税額は保険税額64万6,700円全額となります。これに、合計所得に応じた減免割合、このケースの場合、令和元年所得が580万円ですので、750万円以下の割合10分の4を掛けた25万8,600円が減額されます。このことから、減額後の税額は38万8,100円となります。

次に、ケース2の場合ですと、4人家族で、夫の営業収入が令和元年度580万円でしたが、令和2年の収入が290万円となる見込みである場合、これも同じく30%以上減少しておりますので該当になると思われます。世帯被保険者全員について算定した保険税額が41万1,600円とした場合、このケースでは妻の給与収入がございまして、こちらは減少していないことから、世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額が営業に係る事業収入で300万円、主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の合計所得額は、妻の給与分が35万ありますのでこちらを足して335万円となりますので、計算式に当てはめますと、減免対象税額は36万8,500円となります。これに合計所得に応じた減免割合、令和元年所得が335万円ですので、400万以下の割合10分の8を掛けた29万4,800円が減額されますので、減額後の税額が11万6,800円となります。

次ページを御覧ください。

ケース3の場合は、給与収入が30%以上減で、前年度所得が300万円以下でありますので、計算式に当てはめますと全額が減額となります。

最後にケース4の場合ですと、令和2年の収入が50%減となったとしても、前年度の所得が1,000万以上ですので、この場合は減額とはなりません。

また、これにより減額対象となった国民健康保険税は、国よりその全額を財政支援されることとなっております。

次に、資料7ページ、後期高齢者保険料についても説明いたします。

こちらにつきましても、御覧のように国民健康保険税と減免の要件、要綱、割合が全部同じとなっております。

本市の方の場合、申請窓口は本市の税務課となりますが、減免の決定等は三重県後期高齢者医療広域連合となります。こちらが、全額、財政支援される予定となっ

ております。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る減免についての説明は、以上となっております。

○小川委員　　少しお聞きします。見込みというので書いてありますが、収入の見込み、これ、基準とか分かりにくいんですけど、先ほど3か月連続とかってあったんですけど、例えば、1月、2月、3月が、5月までとしましょう、給料30万あったのが20万に減った場合に、今後の見込みは20万でそのまま出して申告してもいいんですか。

○古戸税務課長補佐兼係長　　見込みのとおり、現時点での納付困難者に関して補助する制度となっておりますので、本人の見込みでそれ以降の数字は埋めていただく格好になりますので、20万に下がったってことであれば、そのまま12月までをそのとおり申請していただく格好になります。

○小川委員　　それだったら、6月はそのままいって、7月になったその時点からの見込額ということになると思うんですけども、秋口に景気が回復してまた給料が30万円、ひょっとしたら40万にもなるか分かりませんが、そのまま二十何万のままで税額は決まってしまうということですか。

それと、もう一点、今20万に減って、その後、また会社が倒産して収入がゼロになった場合、最新告知ができるのかどうか、その2点。

○古戸税務課長補佐兼係長　　まず、1点目のことに関しましては、あくまで現時点で収入が下がった方を守るための法律となっておりますので、補填に関して今後の収入が上がるとかは判断はいたしません。一度決定したら、その数字のままとなっております。

そのことから、昨年度の所得で計算しますので、年度途中で変わった場合は、基本的には数字はもう一旦決定した数字から動きません。言うたら、去年の数字の基に下げますので、下がった数字は年度末までずっと続きますので、そこから上がるということもなければ、下がることはございません。ただし、コロナの影響で事業が廃業になった、その場合のみ、そこから先は全額免除と変わります。

○三鬼（和）委員　　関連してなんですけど、先ほど小川委員の質問で意味は十分分かったんですけど、基本的に、ごく普通であれば給与所得であっても個人所得であっても税の申告があるわけじゃないですか、そのときに、今言ったように、その月のことで判断して申請したとする、減額が続きであろうと、二、三か月でも続くであろうとしたところ、事業そのものが好転とか、雇主そのものが好転して、する

と、年度末に申告というのはさほど減額じゃないような状況になる可能性もあるじゃないですか、そういったときの判断というのはどうなの。翌年の税の対象はそこから算定されますけど、この場合、コロナとの関係というのはどうなるわけですか。

○古戸税務課長補佐兼係長　　コロナの今回の減免に関しましては、あくまで現時点の収入で判断をするということで、好転ということは来年度の税額に反映はしますが、今年度に関しては、今現時点は厳しいということであれば、それで見込みで構わないということとなっております。

○南委員長　　よろしいですか。

他に報告事項についてございますか。

○野田委員　　国民健康保険事業のほうに関係するんですけれども、今後、新型コロナウイルス感染症のワクチンとかそういうものが定着化というか浸透としてきた場合に、これは、これまでのいろんなインフルエンザの予防接種とかいろいろあると思うんですが、こういうのは、分からなかったら分からないでよろしいんですけれども、国民健康保険税をかけられておる人なんか全額補償でやられる可能性もあるのか、2分の1かというのはどうですか、見込みで話したら駄目なんですけれども。

○南委員長　　答弁できますか。

○宇利市民サービス課長　　保険制度は、保険適用されたものが対象となっておりますので、保険適用外である場合、その支出についてはあくまで自己負担という形になります。

ですので、この場合どういう治療を受けたり、診療を受けたり、薬剤を購入されるという場合もあるかと思うんですけれども、それはあくまで保険適用内では国保税を使えるということになりますので、保険適用された薬品なのかどうかというのがやはり問題になるかと思えます。

○野田委員　　要は国の施策の中で、ちょっと僕は言い方が悪かったかも分らんのやけど、その事業とは別個に、そういうワクチン接種についてはやっってくださいよというのは、国の施策の中でそういうのは出てくる可能性というのはどうなんですかね。

よろしい、分らんやったらよろしいんやけれども、今後のことで確認したかったものですから。

○南委員長　　答弁は。

○三鬼（和）委員　　現課に言うことかどうかはあれなんですけど、このように

我々議会においても、これを解釈するとか知らしめてくれるというのか、これで分かるわけなんですけど、市民の方というのは、広報でもホームページでもって言うんですけど、できたら、市民サービス課あるいは税務課、それから、福祉も関係あると思うので、コロナ対策のやっぱり1階にインフォメーションを置くべきじゃないかなと思うので、その辺は総務課長とか副市長等と相談して、市民の方にできるだけその対応がどこの課ですとか、こういうの相談に来たときにどういうことができますよということを、やっぱりそういった優しいような行政運営すべきだと思うので、内部でそういった議論してほしいと思うんですけど、いかがですか、そういったことについては。

10万円の給付にしても、課長とか玄関においてきちっと案内したりとかしておったということもスムーズにいった一つではないかなと思うんですけど、コロナの支援策ってかなり量も多いですし、また、税務課であるとか市民サービス、福祉とか連携を取ることも多いと思うんですね。市長に言うことかも分かりませんが、やっぱり内部の中でそういったことをして、できるだけ市民にこういった国の手当が十分に行きわたってしていただけるようなというのは務めだと思うんですけど、いかがですか、そういったところは。市民課長、どうですか。

○宇利市民サービス課長　　コロナに関してのインフォメーションという部分については、正直に言うと、今回の場合は定額給付金の給付で精いっぱいそこまで頭が回ってなかったというのが、私どもとしては言える話となります。

今後について、同じようなものがあつたときに、インフォメーション部分をつくるかどうかというのは庁内での議論となるかなというふうに考えております。

○三鬼（和）委員　　ぜひ議会からも、議長、委員長等を通じて、やっぱり市民の皆さんにこのそのものを説明する機会、相談が来たら説明することとか、やっぱりこういったことを十分受けられるような対応は、やっぱり財政的にはコロナ対策、自前のことはあまりできない町ですから、できるだけこれは100%、120%受けられるというのか、市民がこういったことを受けられるような体制づくりというのは行政運営において大事だと思うので、お願いしたいなと思います。議長、委員長にも、執行部に言っていただけるようお願いしたいなと思います。

○南委員長　　総合窓口のやはり設置というのは、これからも第2波、3波が予測されるであろうということでございますので、十分市長と相談をして、ぜひとも窓口の設置というのはしていただきたいなと思っています。

○奥田委員　　コロナの支援策については、先ほど委員長のほうから政策調整課の

ほうで説明があるということなので詳しいことはお聞きしませんけど、市民サービス課としてちょっとお伺いしたいんですけど、国や県とか、市もそうですけど、支援策がいろいろあって、それで手続に必要な関係書類が必要な場合って多いじゃないですか、結構あるでしょう。そのときに納税証明書とか、それから、戸籍とか住民票を取るときの手数料、そういうのを今取っている、取っているのかな、そういうのを無料にしてもらおうとか、そういうのは考えてないですか。

○宇利市民サービス課長　現状、窓口においてコロナウイルスの関連で申請を行うというような、もちろんそういうことを、何に用途で使うかと言って住民票を取りに見えている方は現在おられないんですけども、今後についてそういう政策についても検討させていただきたいなというふうに思います。

○奥田委員　ぜひ総合窓口もそうですけれども、また後で政策調整課のところで話しさせてもらうんですけど、昨日も野田議員の一般質問で言われましたけど、熊野なんか臨時号まで広報の、出しておるんですね。この中で、もう5月1日の臨時会の中で第1次補正を見込んで、独自のメニューということで支援策、必要な関係書類はもう無料にするということをやっているんですね。だから、ほかにもいろいろあるものですから、ぜひそういうこともちょっと考えてほしいなと思います。

○三鬼（孝）委員　国保会計が単独や、これもやっておって、三重県一本化になりましたね。今年2年目に入るのか、県へ移行したやろう。それで1年間国保の運営をやってきて県へ移行した中で、それでメリット、デメリットの面があれば報告をしていただきたいと思いますけれどもね。

○宇利市民サービス課長　やはりメリットとしては、一番大きいものとしては、急な医療費の増高に対して市の中で予算措置をする必要がなくなったというところが一番大きな点だと思います。

例えば、大体においてなんですけれども、毎月の医療費の支払い額というのは1億数千万、月による変化というのが二、三千万は平気であるんですね。そういうことになってきて、それが、例えば1億2,000万の平均で取ってあったのが1億5,000万になると、そういうことになると、年間の予算が足らなくなるというふうなものに対しては、県からイコールで補填をされてきますので、そういう部分での急な医療費の変化に対しては大変強くなったのではないかなというふうに考えております。

一方、税率の改正のときにも述べさせていただきましたが、先の変化が読みにくいと、県全体での医療費の推移によって各市町への納付金の額が決まってくると。

やはりどうしても、自分たちで先を読むよりも読みにくいのが大変かなというふう
に感じております。

○三鬼（孝）委員 ありがとうございます。

それで、三重県統一となって、近い将来あれですか、地方自治体が税率が統一さ
れるというような方向性はあるんですか。

○宇利市民サービス課長 県の方向性としては、その方向を向いているというふう
に伺っております。

○南委員長 じゃ、市民サービスの審査を終わります。

続いて、税務課に入ってくださいます。

御苦労さんでした。ありがとう。

税務課じゃない、すみません、総務課です。失礼しました。

それでは、総務課から付託されております議案第47号の補正予算の説明を求め
ます。

○竹平総務課長 総務課です。よろしくお願いいたします。

議案第47号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決についての
うち、総務課に係る予算について御説明させていただきます。

補正予算書の14、15ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、10節需用費の庁舎管理経費4
4万6,000円でございますが、4月17日にコロナ感染症対策として、緊急的
に1階フロア全域に飛沫感染の防止対策としての窓口に間口を設置させていただ
いて対応させていただいたということでございますが、その購入費用に要した経費を
4万9,508円と、それと、今後も継続してやっぱり飛沫感染対策を実施してい
かなければならないと考えておりますので、高さ約70センチ程度、幅80センチ
程度の木枠の飛沫防止シェードを設置したいというふうに考えております。1階フ
ロア分といたしまして、33個程度の購入費用として今回予算を計上させていただ
いたものでございます。

総務課に関する費用は以上でございます。

○南委員長 説明は以上でございます。

○三鬼（和）委員 確かに外来というのか、来られる方の飛沫対策というのはよ
く分かるんですけども、コロナが一番心配されるときに県の方ともちょっと話し
して、県も就労体制というのかな、これを自宅待機、自宅というのか、テレワーク
かどうかは知りませんがやっておって、尾鷲市もやっていますかってちょっと聞

かれたんですけど、課によってはかなり職員が過密になっておるといふか、なんかもあって、反対に今回あれするんだったら、以前の農林課が使っておったところかな、ああいったところも使って、もう少し職員の方は大丈夫かなんかってちょっと心配したところがあるんですけど、そういった対応については総務課としては、職員の仕事のそういったコンディションづくりの対応としては議論はされたんですか、どうなんですか。

○竹平総務課長　やはりその点が総務課としては一番ネックになる部分として、総務課内でいろいろと議論はしたんですけども、やはり窓口をまず優先して対応しているかということ、なかなか職員体制の班分けというのがなかなかできんなと。そういった中でどうするかということはやっぱり議論はしたんですが、実質難しく、県のようなテレワークの対応はなかなか取れなかったというのが現状でございます。

ただ、例えば市民サービス課でそういった職員が仮に出たとすれば非常に困りますので、総務課内では、以前に、例えば市民サービス課で戸籍等担当して要ったもの、そういったもののリストだけはちょっとアップはしたんですが、なかなか少なかったんですけども、最悪の事態にはそういう形を取りながら対応するしかないという形の中でちょっと考えてはおったんですが、なかなかうまく具合に策定できなかったというのが現実でございます。

○三鬼（和）委員　耐震工事もされておって、今、それまで以上というか、以下という表現のほうがいいな、狭くなっておるような課の部屋もあろうかと思うんですけど、来なければいいんですけど、第2波、第3波は必ず来るであろうという、どんな形になるか、最初のほうで若干慣れたというか、こなれた対応の仕方も出てきたとは思っても、クラスターが発生したりとかになると市役所全体の問題にもなるので、やっぱり職員の待遇、処遇に、待遇かな、それについてはやっぱりちょっと引き続き議論して、どういった働き方というか、仕事の仕方がいいのかというのを改善しなくちゃいけないんじゃないかな。市長もウィズコロナって言う以上は、今のままでは駄目なんじゃないかなと思うんですけど、その辺の考え方はどうなんですか。

○竹平総務課長　おっしゃるとおりでございます、議論を当然していかなければならないと。ただ、確かに耐震工事がありまして、課を分けて違うところで対応できる部屋がなかったというのも、その部分も事実でございます。ただ、やっぱり起こってはならないので、やはり職員一人一人の注意喚起と、そういうものにつ

いては徹底していきたいというふうに考えております。

○三鬼（和）委員　例えばコロナの期間中、中央公民館なんかもう機能を止めておったわけで部屋なんかかなり空いていましたよね、そういった意味では。そういったことも含めてケース・バイ・ケースで、やっぱり電話の移動とか大変な部分はあると思うんですけど、そういうの抜きで仕事ができるのであれば、臨時的に別室を設けるとかということ踏まえて、ちょっと経費がかかるかも、職員の動き方とかそんなのにロスが出るかも分かりませんが、それは生命の安全とか優先されると思うので、次のときにはそういった柔軟性を持って対応していただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○南委員長　要望でよろしいですか。

○三鬼（和）委員　はい。

○南委員長　他にございませんか。

○奥田委員　この予算ですけど、当然、今、一般財源でやるということなんですが、これは国の第1次補正の地方創生臨時交付金1億795万2,000円、尾鷲は限度額があるということですけど、それに対してこれは申請というのはしているってことなんですか。

○竹平総務課長　今回、そういった補正で対応できるということで、計上させていただいた部分でございます。

○奥田委員　これ、後で政策調整課に聞いたほうがいいのかもしれないけど、政策調整の資料を見ると、すみません、細かい話で申し訳ない、44万5,000円になっておるんですね。44万6,000円、その1,000円の違いというのは何があるんですかね。

○竹平総務課長　申し訳ないです、政策調整課の予算は、資料はちょっと確認はできてないんですけども、44万五千数百円の予算で、切上げで44万6,000円でうちは計上させていただいております。

○南委員長　よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　じゃ、総務課の審査を終わります。ありがとうございました。

続いて、議会事務局に入ってくださいます。

それでは、議会事務局の説明を求めます。

○高芝議会事務局長　議会事務局です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第47号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決

についてのうち、議会費の補正予算について説明させていただきます。

補正予算書の14、15ページを御覧ください。

歳出の1款1項1目の議会費について、210万4,000円を減額し、計1億1,874万1,000円とするものでございます。

内訳は、議員報酬手当等のうち、1節報酬の議員報酬を年度内の令和3年3月分まで5%減額していただくことに伴うものでございます。

なお、既に今定例会初日の6月8日に、尾鷲市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について議決を頂いておるところでございます。

議会費に係る補正予算の説明は以上でございます。

○南委員長 御質疑ありますか。

○奥田委員 ちなみに教えてほしいんですが、これ、5%、1年間減額するということですよね。年度内ということは、3月まで210万4,000円じゃないですか。ちなみに来年の6月まで1年ありますもので、1年間の総額、ちなみにもう一回教えてもらえませんか。

○高芝議会事務局長 奥田委員おっしゃっていただきましたように、年度内への影響額は約210万4,000円なんですが、令和3年の4月、5月で、議員さんの任期6月10日までなんですが、トータルで令和3年度の影響額は約50万2,000円ほど見込んでおります。

○奥田委員 ということは、今年度は210万4,000円で、令和3年度、4、5、6の分が50万2,000円ということなので、260万6,000円ということですよね。

○高芝議会事務局長 奥田委員さん、おっしゃるとおりでございます。

○南委員長 ありがとうございます。

議会事務局も終わります。

午後は1時10分から再開をいたします。

(休憩 午前11時41分)

(再開 午後 1時06分)

○南委員長 予定より少し早いようですけれども、全委員おそろいですので、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

それでは、政策調整課の議案第47号、一般会計の補正予算のほうの説明を求めます。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第47号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決についてのうち、当課に係る部分につきまして御説明いたします。

最初に、歳入についてでございます。

補正予算書の10ページ、11ページを御覧ください。通知いたします。

それでは、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金346万9,000円の減額は、地方創生推進交付金のうち、国の審査において不採択となりました産業開発促進事業及び観光振興事業に対する交付金の減額でございます。

次に、歳出についてでございます。

補正予算書14、15ページを御覧ください。通知いたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、18節負担金補助及び交付金、3万8,000円の増額は、本年度より一般社団法人化した東紀州地域振興公社に派遣されている職員2名に係る労働災害保険料が、当初予算の負担金に含まれていなかったことによるものでございます。

その原因といたしましては、一般社団法人化に際し必要となる労働災害保険料について、事務局から構成する5市町への負担金請求に漏れが生じていたことによります。

以上が、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 政策課の調整課の説明は以上です。

御質疑はございませんか。

○奥田委員 今、説明頂きました10ページのところ、10ページ、11ページのところの346万9,000円の減額の、歳入の地方創生推進交付金。

○南委員長 これは商工のほうやなんか、これ。

言える範囲で。

○三鬼政策調整課長 歳出に関しましては、商工観光課に歳出に財源となっているものでございます。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 じゃ、ないようですので、新型コロナウイルス感染症に係る臨時交付金の実

施計画についての説明を求めたいと思います。

○三鬼政策調整課長　　続きまして、令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画について御報告いたします。

まず、本交付金は新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じた事業を実施できるよう創設されたものであります。

先月1日に、交付金要綱とともに、本市に対して1億795万2,000円が交付限度額として示されました。

臨時交付金の活用につきましては、各課において対象事業の洗い出しを行い、今後、実施に向けて詳細の検討が必要な事業もございますが、先月25日に県に実施計画を提出したところでございます。

ここで、本実施計画の事業項目について御説明いたします。

委員会資料1ページを御覧ください。通知いたします。

内容といたしましては、市町協調事業として行いました新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金をはじめ、感染症予防事業としてマスクや消毒液の確保、水道の基本料金の3か月分の減免、次のページ、2ページに移りまして、独り親家庭への臨時特別給付金事業、子育て世帯への臨時特別給付事業、プレミアムつき商品券事業、また、学校におけるGIGAスクール構想に係る事業が主なものでございます。

ただいま報告いたしました事業では、右端の説明欄に記載があるように、本定例会に補正予算を計上させていただいている事業のほか、今後、事業の内容の詳細を検討した上で補正予算計上を予定している事業を含んでおり、申請総額は1億6,482万3,000円であります。

また、今後、総額2兆円の第2次補正の地方創生臨時交付金の内容が示され次第、本日お示ししましたが、第1次申請を含め全体の実施計画をまとめ、詳細な説明をさせていただきたいと考えております。

本日のところは、1次申請の実施計画提出の報告とさせていただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

○南委員長　　簡単に説明をしていただいたんですけども、これについて御質疑や御意見のある方は御発言をお願いいたします。

○奥田委員　　まず、上のところの合計欄なんですけど、総事業費です、総事業費かな、2億900万、これは県の50万円の協力金も含めてじゃないですか。この

書き方はちょっとおかしいんじゃないですか。25万の半分、上納するような形ですよね。ほかの東紀州の市町を見ても、50万を総額に入れているところなんかないですよ。みんな半分の25万で計算して総事業費って皆さん示しているんですけど、何で尾鷲市はこういうのを入れるのかなど。何か粉飾みたいな、一種の粉飾です、分かりにくいじゃないですか、こんな県のほうに入れて。

純粹に市のメニューとして、国の地方創生臨時交付金の1億795万というのがあるんだから、それに沿った形ですよ、これ。分かりにくいやないですか。まず、何でこういうような書き方するんですか。やっぱり粉飾ですか。

○三鬼政策調整課長 御説明申し上げます。

お示ししました実施計画の様式は、いわゆる県に提出した上で国へ提出する様式が定められておりまして、一番上に記載があります新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金、いわゆる50万円を対象事業者に支払いまして、そのうち市町が25万円を負担する事業でございますが、県の指導もあり、総事業費を全ての金額、そして交付対象が市町の支払った金額ですので、9,000万円が総事業費、交付対象経費が4,500万円と、180件を対象と仮定した場合に申請をさせていただいております。

先日、報告もございましたが、現時点で200件ほど申請がございまして、いわゆる県のほうで精査をしておりますので、それも含めての書き方の指導は、国及び県からの指導でございます。

○奥田委員 私は、そういうことを聞いておるわけじゃないんですよ。

どこの市町を見ても、25万の分を入れて総事業費をやっておるんですよ。そりゃあ、県や国に出す様式はこうかもしれないけれども、でもやっぱり市民に、あなた方、やっぱり市民に対してということがちょっと念頭になさ過ぎじゃないですか、議会に対してとか。もうちょっと議会に対して、市民に対して優しい気持ちを持ってくださいよ、分かりやすく。

それと、これ、例えば紀北町だって5月15日に2億4,000万やりますよと言っていますが、4,000万分は、これ、25万の分を入れて、今回2億円の補正予算を計上したんやけれども、50万円の分、全部総事業費になんて入れていませんよ。これは、紀宝町も御浜町も熊野もみんな一緒ですわ。半分の25万も入れて総事業費、これだけですって市民に分かるように示しているわけですよ。当然そうじゃないですか。

こういうやり方というのは、僕はちょっと分かりにくい。もうちょっと議会に対

して分かりやすい資料、市民に対して優しい資料にならないと、一般質問で言われておったけれども、尾鷲市の広報を見ても本当によく分かりにくい。支援策も、もう2ページの下の方へちっちゃく書いて、水道料金の減免についても何が減免なのか、幾ら減免なのかということは全然書かれてない。例えば、13ミリの口径なら月額税抜き1,100円ですよということが、3か月で3,300円ですよと、税抜ね。そんなことも全然書いてない。市民目線じゃないんです、あなた方のこれ。

ほかのところ、昨日、野田委員も言われておったけど、ほかのところでは臨時号を出したり、熊野なんかにしても紀宝町にしても、5月13日の日に支援策はこうで、市民の方に分かりやすいように、こういう町の支援がありますよ、県の支援はこうですよ、国の支援はこうですよ、問合せ先はここですよということを全部きちっと、紀宝町にしても御浜町にしてもきちっと、御浜町も臨時のこれ、出していますけど支援策というのは、きちっと出している。

あなた方、本当に分かりにくいこういう粉飾みたいなことを書いて、ほいで出してくる資料も分かりにくい、何も考えていない。もうちょっと、すみません、小言かもしれないけれども、市民目線でやってください、市民目線で。

議会に対しても、こういう出し方はおかしいです、やっぱり。4,500、4,500、市独自のメニューとして4,500万ですって出さないと、誤解しますよ、こういう出し方。僕は粉飾をやろうと思って、これをしているんじゃないかなと思うけれども、もう少し議会の丁寧な説明。

あなた方、本当に今日だって遅いです、6月18日でしょう、じゃないですか。この支援策出してきたのは、5月25日に最終実施計画を県に出しておるって言うけれども、紀北町で5月15日に出しているじゃないですか。紀宝町だって5月13日には出しますよ、全部。御浜町だって、もう6月2日に議会に全部通しているんです、議案を全部議決しておるんですよ。全部きちっとこうこうですと、資料も全部議会に示して、出しておるわけ、こうやって。交付金が7,885万ありますと、それに対して1億4,700万の申請しましたと、こういうことを6月2日の日にもう可決しておるんや。あなた方、ちょっとね。

だから、こういう資料を今日出してくるんじゃないなくて、5月25日の日に申請しているならもっと早く出してこないと。僕らも、一般質問にしたって無駄な議論していますよ。これを早く出してくれていれば、一般質問だってもっと踏み込んだ議論ができて、2次補正も含めて。これを出してこないから、どうなんですかって言うても、いや、まだ決まっています。まだ決まっています、分かりません、

5月25日に出している時点でも決まりやないですか、これを出しているんだから。それで、どれが採択されるか分かりませんが。やるんでしょう、これはもう、やるって前提で出しているわけですから。

○南委員長 答弁を求めます。

○三鬼政策調整課長 御説明申し上げます。

ただいまの資料に、先ほど私も説明で申し上げました1億6,482万3,000円が尾鷲市の交付金対象額として御理解頂きたいと思います。先ほどの4,500万円の県の負担分を合わせた2億円という数字は、あくまでも書式上のことで、私たちもこれを入れてまで総額と申し上げるつもりはございませんので、1億6,482万3,000円が、尾鷲市が現在1次申請で申請した額と理解頂きたいと思います。

2点目の、広報等に至らない点は、ほかのところと比べると、例えば、おっしゃるとおり、臨時の広報も尾鷲市は出しておりませんし、そういうところは、いわゆる市民に分かりやすく伝えるように工夫しながら参考とさせていただきたいと思います。

今、言われました1億6,400万円、説明しました申請内容は、いわゆる1次申請の締切りに合わせて各課が意見を調整した上で申請しておりますので、この中で既に定例会に補正予算として計上させている部分につきましては、実施が確定したとして議決をお願いする部分でございますが、1億6,400万については、全ての財源が、今、確保されている状態ではありませんので、2次補正の配分枠と配分の事業内容が固まり次第、トータルで議論すべきと考えておりますので、この出した内容を全て実施することが決定したということではございませんので、その辺だけ御理解をお願いいたしたいと思います。

○奥田委員 決定したことがないって、出している9事業やらないんですか。だって2次補正がもうあるやないですか、見えているわけじゃないですか、これ、2兆円が出るわけでしょう、単純に計算したら2億ですから、それが2億、出ないという話もありますけれども、トータルすると3億でしょう、やるのかやらないか。

さっき言い忘れしました。熊野なんか臨時号も出して、5月1日です、5月1日の臨時会でもう可決しておるわけですよ、第1次補正に関しては。ほかの市町のこと言いたくないですけども、あまりにも遅いですよ、スピード感がない。今日も、じゃ、9事業を示してやらないということですか、そしたら、やらないものもあるということなんですか。

それと、もう一点、水道事業会計の3,600万と入っていますが、4,000万ぐらいという話がありまして、5月7日の日に。これって水道事業会計の中でやれるって話じゃなかったんですか、これ。これもやっぱり交付金対象に入れるんですか、これに。入れてくるから、ちょっと1億6,400万になっていますけど。水道事業会計でやれるんだったら、1億2,800万ですから、大体行けるやないですか、全部。もちろん少し一般財源が出てくるかもしれないけれども、あとはイベントのできなかつた分とか浮いてくるお金を回せば行けるんじゃないですか。

もうこれではっきりこれで行くって言わないと、あまりにも、これ、今日出してきたも、まだプレミアム商品券とか出していますけど、こういうのを出しているにもかかわらず、まだやるかどうか分かりませんって、あまりにもちょっと遅過ぎませんか。

最後のところも、ICTのタブレットを学校に配るとかあるんです、あれ。早くやればいいじゃないですか、出しているなら。あまりにも遅いというか。

○南委員長 答弁を求めます。

○三鬼政策調整課長 委員おっしゃるとおり、私どもは9事業、細かく言えば10事業ですけど、それにつきましては全て行いたいという前提で県にもヒアリングをさせていただき、あとは国の判断を、交付対象となるかどうかの国の最終決定が残っておりますので、県でのヒアリングにおきましては、いわゆるこれが交付対象になるかどうかということを精査の上、する前提でお示しをしております。

ですけど、何度も言わせていただきますが、いわゆる2次申請の内容が示されて、トータルで尾鷲市として市民生活や経済支援のために何ができるかという大枠をまず見定めてから、優先順位を決めて事業を行いたいという思いがありますので、この1次申請で出した事業は全て尾鷲市として実施したいという思いで申請させていただいたことを申し添えます。

○奥田委員 もう僕は市長を呼んでほしいんですけど、本当は。

駄目ですか、委員長。市長。

○南委員長 別にいいですよ。

○奥田委員 ぜひちょっと呼んでほしいんですけど。

○南委員長 他にありませんか。

市長の出席を求めます。

よろしくをお願いします。

○野田委員 僕もこれを見る中において、1億700というのは確定の数字です。

その中で、形式的な部分で1番の総事業費9,000万となっている200件というのがしておいたら、これ、5,000万じゃないんですかというところを一つと、そして、財源更生するってことで、第2回定例会とかこういうのは分かるんですけども、別に奥田さんのことにどうこうという気持ちで言うわけじゃないで、3,600、水道料金なんかの部分は別枠でまず考えていいものじゃないのかなと思うことと、要は今奥田さんが言われたような形ですね。それで、今言ったように、1億795万、これは尾鷲市が使うってやっぱり自信を持ってもらってやってもらわんと事は進まないですよ、そういうやり方ではと思いますわ。

○三鬼政策調整課長 御説明申し上げます。

まず1点目の、200件で5,000万というのは、現在、一番近い数字ではございますが、申請の時点では、5月25日締切りで県へさせていただいている時点では、いわゆる180件という数字を基に算定させていただいておりますので、この辺も右端に書いてありますように、補正計上時期は額が確定次第、議会のほうにお示ししますので、その辺での議論をよろしく願いたいと思います。

あと、水道事業会計を含むその辺につきましても、全ていわゆる1次申請で尾鷲市が交付金対象としたい事業をまず洗い出ししてお示しさせていただいて、交付金の範囲内に全てが収まっていれば全て財源が確保されているのですが、できるだけ一般財源の歳出を少なくしたいという財政事情もございますので、その辺から第2次補正の2兆円の配分や事業内容が確定し次第、議会では早期にお示ししたいと考えておりますので、この委員会でお示しした内容が全てではございませんし、それを含めて、今後、丁寧な説明をしたいと思いますので、そういう御理解をお願いいたします。

○野田委員 ちょっとやっぱり分かりづらいというか、やはり自分たちの事業が、第2次補正でも2億の金が出てくると、やっぱり第1次補正、第2次補正の部分は、その分は10分の10ということで、いろんな尾鷲市の事業展開としても使える金額は決まっておるわけですよ、一般財源とかそんなのは別として。そうであるならば、我々はこういう事業を尾鷲のためにやるんだというようなやっぱり自信というのを持ってもらわんと、承認がされるからどうこう、承認がされんからどうこうの、僕はそんなレベルじゃないと思いますよ。

○三鬼政策調整課長 承認をされるべく県とも調整させていただいておりますし、これはいわゆる地域の実情に応じて柔軟な対応ができる交付金でございますので、それを前提にしていますので、私たちは実施したいという強い思いを持って申請さ

せていただいていますので、あやふやな気持ちとか、そういう、まずは出してみようという気持ちではありませんので御理解ください。

○野田委員　その気持ちは十分分かるんだけど、こういう手続、手順という部分については民間企業でも一緒だと思うんですよ。やっぱり自信を持った部分が、相手の交渉によってそれが確固たるものになるというような、やっぱりそれは仕事としてそういうものやと思うんですよ、僕。それが事業として認められん、減額されることはあるとも分からないけれども、そういうやっぱり自信という部分が、ちょっと僕の間ではちょっと分かりづらいなということで思うわけですわ。

プレミアム商品券なんかも上げてあるんだったら、これで使うという、使うというか、やりたいという気で上がっておるやないのかと思うんですよ。それが、何か自分たちでできないというような、金額が決まっておるのにどうなんやろうかって、ちょっと思いますわ。

○南委員長　ちょっと待ってください。

市長の出席を求めましたので、今、議論をしていること、新型コロナウイルスに対する第1次申請について、奥田委員さんから、5月の25日の日に県に申請したということなんですけれども、市民や議会に対しての提示が遅いんじゃないのかという御指摘がございまして、いろんな感じで市長の同席を求めたいということですので、来ていただきました。

奥田さん、また改めて再度。

○奥田委員　私は市長に申し上げたいのは、熊野、ほかの市町も比較したくないんです、したくないですけども、例えばの話で聞いてください。何度も申し上げていきますけど、熊野市は第1次補正を見越して5月1日の日に臨時会を開いて、4月23日に説明をやっておるんです、ここ。28日に議運を開いて、5月1日に臨時会を開いて、もう申請予定のも全部、広報の臨時号も作って、これを申請しますということで、これもやりますと。

ほかの市町もそうです、紀宝町もそうです、5月13日の日に、もう臨時交付金の枠が紀宝町は8,800万あると、もう1億4,000万円分のもうやろうということで5月13日の段階でこの冊子を作って、10万円の国から給付金の申請用紙と一緒に送っておるわけですよ。これを作るってことは、13日にこれができるということは、もう多分、その1週間ぐらい前にはできておったと思うんですよ、連休明けぐらいにはできておったんじゃないかなと思うんですよ。

これ、もう申請したものは全部やると、当然、申請した……、言っていました、

紀宝町も、8,800万、上限がそうなんだけど、上限以上のものを申請しておかないともらえないから、当然それはもらうと。だから、それ以上のものを当然やるんやと。尾鷲市もそうでしょう。

ほんで、あと紀宝町もそうや、紀北町もそうやないですか、5月15日の日に25万、県の協力金の半分を含めた2億4,000万やけれども、それを抜かすと2億ぐらいあるんですね。それをきちっとやりますよと言って、今回の補正予算にも6月の議会にも、25万の上納するやつがまだ尾鷲も来てないけれども、それを抜かした2億ぐらいの予算は計上しておるわけです、今回、もう全て、この5月15日の日に言ったこと。当然、これは申請したものです。

尾鷲市が申請したのに、今、9事業、やらないのがあると、今、課長が言ったんだけど、市長もそういう考えなんですか。

○加藤市長 各市町それぞれお考えがあってやっぺらっしやることで、奥田委員おっしやるように、本当に各市町、今回のコロナウイルス感染症の対策を結構やっていると。

尾鷲市についても、私どものまずやっぺら市単でできる分についてということで、既に水道料金の話と、それから、あと児童手当の話については、先に議会のほうに一応御報告させていただいたと。

今回の1億800万弱の国からの交付金についても、極力やらなきゃならないこと、やりたいことをたくさんあるわけなんですよね。ただ、しかし限度額が1億七百九十何万というような話の中で、やはりそれをオーバーした分については、要するにどこから捻出するのかということについては、基本的には財政調整基金を繰り出しながらやっていかなきゃならないと。全部繰り出したらどうなるのか、ある程度繰り出したらどうなるのかということも我々考えました。けれども、やはり一方では、市民の皆さんからの財政をきちんと立て直すということに対して、今回のコロナウイルス対策の感染対策についていろいろ慎重にというお手紙も頂戴したり、いろいろ考えました。

本来であれば、各市町がどういうふうな形になっているか、そういう形になっていたんですけども、私どもとしては、やはり交付金の限度額以上のことは一応やりたいけれども、しかし、そのところで財政調整基金、非常に尾鷲の逼迫した財政状況の中でどれぐらいのことができるのかということやはり慎重に考えてみなきゃならない。

当然おっしやるように、交付金については全額は使い切るということも一般質問

の答えでもやりました。そういう形の中で、まずは様子見ということで、やはり我々のことは今の状況の中では様子見という。ただ、議会が終わった後、いろんな今後の対策というのがあるので、5月の段階で、定例会が終わって本当にきちんとそういうものが大体見通しがつけば、要は、速やかに臨時会を開いていただいたり、行政常任委員会を開いていただいて、また御報告し、御意見を頂戴したということで、一応申し上げているわけなんです。

一応、基本的な根本的な話については、国からの交付金と、要するに市で単独でやる分について、どれぐらい一つの台帳から繰り出しができるかということについての試案は、非常に難しい中でやっているというところでございます。

○奥田委員　もうちょっと何回も言いたくないんですけど、熊野市は第2次補正も6月12日に国会が通って、それも見越して、6月の前日の11日に議運を開いて、もう12日の日には国会を通ると同時に議案上程ですよ。

なぜそれができて、尾鷲市ができないのかって僕は不思議なんですよね。悔しいんです、僕は。悔しいですよ、隣の市がそんなことをやっていて、今だって移住定住政策をやっている、だったら熊野市に住もうって人ばかり出てきますよ、これ。今の尾鷲市、こんなにスピード感がなくてのんびり感あって。

だって、御浜だって、財政の問題とか言うけれども、御浜だって合併していないにもかかわらず、水道料金なんて4月分から、もうみんな困っているとき、4月から6月の3か月、事業者も含めて、全部、無料化するとか。これは非常にインパクトありましたけど、インパクトあることをやっている。今回も50万円の協力金がなかったところも5万円するんやとか、いち早くやっている、合併していない御浜町がね。それなのにもかかわらず、何で尾鷲市ができない。生ぬるいことを言っているのか。

ほんで、市長、ちょっと笑っていますけど、矛盾しています、言っていることが。だって、5月7日に単費でやろうと思ってやったんだと言いましたよね。今、計算すると、水道料金の減免3,626万1,000円、それから、子育て世帯の臨時特別給付金か、それが1,608万4,000円、それから、独り親家庭の臨時特別給付金事業246万3,000円、これ、全部足すと5,480万8,000円です。いいですか。それで、今、1億6,482万3,000円を申請したと言っていますけれども、それから、単費できると言っていた5,480万8,000円を引くと、1億1,001万5,000円です。今、僕、見て計算したら。いいですか、1億1,001万5,000円です。いいですか。それで、交付限度額は1億795万2,0

00円です。いいですね。それに、ですので、議員が5%報酬カットしました、それが1年間260万円あります。それが今期が210万円ある、その210万円を足すと1億1,000万になるんですよ。だから、交付限度額と我々が報酬カットした5%分、今期分210万を入れると1億1,000万になるから、全部できるんですよ、これ。

それを、今、ほかのところ交付申請したことを全部やるって言っているのに、交付申請したものの自体やらないということは、まだ分からないなんて、それは僕はおかしいんじゃないかと思うんですよ。市長、矛盾しています、あなたの言っていることは。

○加藤市長　　まず、今回の分について、基本的には今お示ししているのが交付限度額が1億800万弱で、今、申請しているのが、もちろん休業要請の協力金が増えたというようなことも含めて、私の認識では1億7,000万弱ぐらいの事業に対する申請を出している。

委員おっしゃるように、その中で水道料金が4,000万というか、3,600万ですか、あと、児童福祉が1,800万ぐらいだったと思うんですけども、そういったことを差し引いて、確かにできますよね。一応、これをやるべくして事業計画書を一応三重県のほうに出させていただいたという、私はそういう認識を持っております。

○奥田委員　　だから、あなたが言っていることは矛盾していますねって僕は言っているんです。

単費でやれるということで出したんでしょう、5月7日の日に。この前だと僕の一般質問の副市長が言うてたやないですか、水道料金は単費でやるんじゃないかったのと言うて、じゃ、それが、いや、この交付対象になるものだから入れたんですということでしょう。だから、あなた方が示した三つというのは単費でできると踏んでやったわけでしょう、5,400万というのは。ほいで、今、これ、見たら、それを除けばちょうど1億1,000万ぐらいじゃないですか。今、あと500万の上乗せもあるかもしれないけど、協力金の。500万ぐらい何とかなるでしょう、一般財源で。イベントなんか中止されておるわけですから。尾鷲節コンクールだけでも三百何十万浮いてきませんか。それだけでできますよ、これ。

それなのにかかわらず、今の段階になって、今日こういう第1次補正の地方創生臨時交付金に該当する事業に対しても、今頃出してきて、全部できるわけ、今日9事業を出してきておるのかな、今まで三つしか出してなかったのが、6個増えてお

るんやけれども、増えた6個に対してもいまだに確定じゃないなんて、それが僕は情けなくないですかと言っているんですよ、これ。できるんじゃないですか。出した限りは出すべきです、これは。

○三鬼政策調整課長 御説明させてください。

いわゆる、5月25日に県へ示しました。その後、県のチェックが入りまして、県も国へ出すために6月10日前後まで修正が入っております。そういうことも含めまして、今回お示ししたものは全て尾鷲市として、いわゆる、以前単費の議論もございましたが、実施したいという強い思いで申請をさせていただきました。

この財源につきまして、結果的に一般財源で賄うのか、交付金を全て充てるのかには、一番大事なのが、次に示されます総額2兆円の2次補正の交付内容と事業の適用条件がきちっと当てはまれば、運よく全てがこういう形で当てはまるときが一番望ましい形となりますので、財政状況の厳しい尾鷲市にとっては、やはり一般会計からの市単独の財源をできるだけ少なくしたいという思いから、いわゆる2次の内容が示されるまでトータルでお示ししたいという思いですので、御指摘のように、ほかの市町に比べて提示が遅いというのは、いわゆる正当なところでございますが、それも踏まえて今後の議論を十分させていただきたいと思っておりますので、そういう方向でお願いしたいと思っております。

○奥田委員 最後にします、私ばかりしゃべっては。

何て言うのかな、私、一般質問でも申し上げている、マスクにしても、まだ20万枚近く備蓄しておるんですよ。これ、もう私、一般質問でも申し上げている、ネズミの餌にもならんというふうな、そういう、おなかがすいているときに、おなかすいているときって御飯にしょうゆをかけたただけでもおいしいんですよ。例えば言うと、もうあなた方の説明でね。でも、おなかがいっぱいになって、いくら御馳走を出されたってありがたみは感じませんよ。あなた方、おなかすいているのに何にも与えない、与えてくれない。今、もう大分あれだけれども、どうなるんですか。それで、もうみんな餓死して死んでしまいますよ、本当に。

だから、僕は申し上げたいのは、熊野の例ばかり言うて申し訳ないけど、熊野は第1次補正が出たら、もう4月30日に国が決めて5月1日に臨時会を開いた。6月12日に第2次補正が決まって、6月12日にもう議案を上げた。でも、熊野市の方が言うには、紀宝町はもっと早いですよって言うんですよ。紀宝町も実際、第1次補正でも、さっき言うたように5月13日にこんな冊子がきちっとできている。何でかって僕も紀宝町の人に聞いたら、やっぱり紀宝町は水害ね、数年前に大きな

水害があったでしょう、だからそういうリスク管理がきちっと、危機管理がきちっとできているんだって。だから今回も非常事態でしょう。この非常事態に対しても、もう速やかに手を打てたと。

でも尾鷲市は、考えたらやっぱり尾鷲市って、そういう危機管理がやっぱり生ぬるいんやと思うんです。できてないんじゃないかなと思うんですよね。だから、いまだにこんな第1次補正のことに対しても、第2次補正も終わっていますよ、熊野市なんかも。多分、御浜も紀宝町ももう終わっているんじゃないかと思うんですけれども。常に考えています、いろんなこと。

どうですか、その辺の僕は市長の危機管理意識、もう、この欠如も大きいんじゃないかなと思うんですけど、市長、どう思われますか、その辺。

○加藤市長　　ここが危機管理まで及ぼすような議論になったというのは非常に残念なんですけど、まず考えてください。

要するに、何度も申し上げておりますけれども、やりたいとかやるべきことという、これはたくさんあるということは何度も申し上げます。しかし、これが一応確定したということに対する決断というのは、尾鷲市の今の財政を考えた場合に非常に難しいんですよ。

だから、第1次補正のときにどうであったか、その前に水道と児童手当のほうはもう市単でやるよという、たまたま今回そういう第1次補正のことを考えてみると、うまく事業計画として提出することもできるなというような、それと、要するに国からの交付金と一般財源とを織り交ぜながらどうやったらいけるか、さらに、今度第2次補正があると。

そういうことをしながら、中身を精査しなくては、あと、出なかったら、気持ちの上からだったら財政調整基金があるから出したらええやないかというような思いはあるけれども、しかし尾鷲市にはそれはできないんですよ。できないんです、はっきり言って。だから限度額をどれぐらいにするかということから、最初から議論したわけなんです。それが水道料金と児童手当、これだけはまずやろうやというような話で御提案をさせていただいたと。

あとは、確かに御指摘の、議員だけが、要するに残念だとか、そういうあれじゃない、僕だってもう物すごい歯がゆいですよ。でも今の情勢を考えた場合に、やはりある程度の方向性、国からのそういうものが分かってから、その前のもう腹案はできていますんですよ。できているけどそういうことは言えないじゃないですか、事実。

だから、第2次補正ができたときに速やかにきちんと御提案させていただいて、議員の皆さんからも御意見を頂戴したいということは、5月のときに僕は申し上げました。そのときに第2次補正のときも、取りあえずは我々としてはもうつくりまします、その中でまた御議論していただいてって、速やかに計画を出して実施していきたい、このように考えております。

○奥田委員　最後に、一言だけ、すみませんね。

市長、ちょっとかみ合っていないんですけど、いつもどおり。ほかの市町は、第2次補正だってもう随分早い段階で、閣議決定が5月25日でしたか、その時点から情報収集しているんですよ。ほいで、もう国や県とも話をして、これが行けるかこれが行けないかということをしっかり精査しているわけですね。2次補正でさえですよ。

今の段階になって、一次補正がこれが限度、この交付金の対象になるのかどうか、そんな言っている場合じゃないんです、これ。だから熊野なんかも、5月1日の時点でもう全部確認が終わっているんですよ、終わっているから議案上程できるんだからね。

だから、そののところ、市長だけが悪いとも思わないんですよ。市長だけが悪くないんだけど、やっぱり尾鷲市は、地方創生事業、今年6年目かな、6年目になるのかな、地方創生事業って、6年目やね、やっぱり国はアイデアを出せとっておるわけです、アイデアを出してくれと、ソフト事業も出すから。でも、やっぱり過去5年振り返っても、熊野市やほかの東紀州の町に比べても、相当、全然取れていないんです、地方創生の交付金なんかも。今回でも三百何十万、不採択でしたって。アイデアを出さないからこういうことになるんですよ、アイデアを出さないから。これ、市長だけの責任じゃないです、これは。もう5年前からずっと続いているわけですからね。

だから、もう少し、市長、やっぱり根本的な原因があるんだと思うんやけれども、財政だけの問題じゃないですよ、これ。きちっとした情報収集と、それから、やっぱりアイデアをきちっと常に意識してやってくと。やっぱり早めに県と国とすり合わせをしていけば、多分もう5月25日の時点で確定していると思うけれども、言わないだけだと思うんだけどね。もうちょっとスピード感を持って僕はやってほしいですよ。財政だけの問題じゃないと僕は思う。やる気の問題だと僕は思っていますけどね。

○三鬼政策調整課長　御指摘の情報収集につきましても、今、引き合いに熊野市

さんを出されましたけど、私ども東紀州地域とも常に連携を取っておりますし、県とも毎日のように国の情報を取るようになっております。ですので、いわゆる、例えばほかの市町だけが有利な情報が取れて、尾鷲市が取れてないという状況だけは御理解頂きたいと思っておりますし、まだまだ私たちの努力が足りないところもあると思っておりますが、今後できるだけ情報収集は徹底して、できるだけ早くお示ししていけるように努めたいと思っております。

○仲委員 先ほど市長が来る前に手順の話もありましたので、自分なりに整理したんですけど、今回の第1次の臨時交付金については、交付限度額が1億795万2,000円あって、計画は1億6,000円、オーバーしていますね。今回、これが全て採択されたとしても、やはり採択していたとしても限度額の範囲しかできないということがありますので、第2次のほうに組換えできるかという部分を一つ。

あくまで、これは実施計画ですもので、交付決定がないと、やはり予算組みがしにくいという部分が、私は、思いがあります。今回についてはやけど、独り親家庭とか子育て支援については予算を持ったと。これは採択されなかったとしても、単費でやるという意思表示なんですわ。もちろん水道のもそうなんですわ。

ただ、交付金については……。

(発言する者あり)

○仲委員 ちょっと黙ってください。交付金については、やはり国からの交付金ですから、きちっとした活用したいというのは私も理解をします。第2次もあるということですから、今回全て採択されてもそれが回っていくという確認と、103番の学校のタブレット、これについては、ここでは多分1次では無理だと思うので、第2次で移行して採択を求めているかどうか、質問します。

○三鬼政策調整課長 委員の御質問に御説明いたします。

いわゆる2次補正の臨時交付金の使途が、恐らく今週から来週にかけて示されたときに詳細は確認したいと思いますのですが、以前、県を通じた1次申請の段階でも、2次申請の補助メニューに、例えば、その事業ができてくればそちらにも移行できるという可能性は聞いておりますので、それも含めて、できる限り1次、2次を合わせた総額の中で、尾鷲市として率先してすべき事業をもうくまなくできるように努力していきたいと思っておりますし、そういう方向で進めていきます。

○仲委員 これ、あくまで交付金と言うても補助金の部類だと思うので、実施計画を出して国の交付決定が出てから着手しないと、清算できますか。それとも、遡って、実施計画を提出した時点で交付確定が出るか、そこら。

○三鬼政策調整課長 通常の交付金事業は交付決定が出てからの事業でないとお対象にならないのですが、このコロナ対策に応じた、4月に遡ってですので、先ほどの総務課のときに44万5,000円の議論があったと思うんですが、その中には既に執行している部分と今回補正でお願いする部分とございますので、4月に遡っての執行まで認められることとなります。

○三鬼（孝）委員 市長がせっかくみえますので、提案、提案といいますか、お願いをしたいんですけども、今、課長のほうから臨時交付金の実施計画があって、その中には事業としてないんですけども、新生児です、国民さらえて10万円を交付して、新生児の場合は4月27と28の境目がありますね。4月28日以降に生まれた新生児についてはないということで、その辺の救済措置で、三重県では鈴鹿市が年度末まで1年間出すというような新聞報道がありましたけれども、尾鷲市としてはどうですか、その辺のところの案はあるかないか。

○加藤市長 新生児、4月27日を起点にしながらそれ以前にお生まれになった方は該当する、それ以降は駄目だという基本的な線が引いてあると。その中で、29市町中、東員町と鳥羽市、これが要するに対応していこうじゃないかというような話は聞いております。

（発言する者あり）

○加藤市長 亀山もそうでしたかね。その辺のところも、やはり頭の中には入れております。こういう例があると。

しかし、どこで線を引くのかということについては非常にやっぱり難しい面もあるわけなんですけれども、それが救済措置としてどういう形でもっていくのかって、本当にやるのかやらないのかと、これはもう議論しなきゃならないと思います。ですから、それはそういう要望が本当にあるのであれば、やはりここで議論したいと私は思っております。

ただ、今そういう例があるということについては認識しておりますので、だからこれについても一応検討はしなきゃならないなという思いはあります。

○三鬼（孝）委員 ぜひ検討していただきたいと思います。

それで、昨年から今年までの1年間の出生をちょっと調べたんです。尾鷲総合病院で出産されたのが70名、年間。それで、尾鷲の市民課に戸籍登録された新生児が74名ですね。僕は、10万円、例えば支給するというその辺も入れますか。

そうすると、これ、半分を5万円にすると、370万ですね。あまり大した金額じゃないように思いますんですが、まだ先ほど奥田委員も言っていましたけど、議

員も年間260万強ですか、身を切ってやっているし、そういうところの財源に当てながら、ぜひ新生児の救済措置も考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上です。

○下村副市長 以前にもお話しさせていただいたんですが、コロナウイルス感染症につきましては、2波、3波ということも十分考えられます。そのため、子育て世帯への臨時給付金については、またその時期を見て、また給付が必要になるというようなことも以前に述べさせていただきましたので、状況を見ながら、市民が望む給付事業については一生懸命考えていきたいと思っております。

○三鬼（和）委員 基本、実施計画を立てるときには、1次補正というか、2次補正がどこまでという議論はあまり薄い中で進めたと思うんですね。

ただ、第2波、第3波というようにあって、今、仲委員のほうで、では実施計画ということなんですけれども、もう一度基本的なことに戻って、国の臨時交付金等々も含めて、あるいは、どこまで自腹というのか、やるのかということも含めて、もうやっぱり基本的な支援体制をもう一度全部組み直したうちで、その中に交付金がつけばやる、自腹でもやるとかというふうなぐらいのもう書いたやつを先に、そういうのを先に計画した中でやらないと、今みたいに、これはしないのかあればしないのかというのも出てきますわけじゃないですか。既においてもう、2次補正も、中身はまだ分からないけれども、決まっておるわけですので、2次補正が決まった中で今1次分の分を出してきた議論をしなくちゃいけないというの、何かヘコサカなところがあります。

財政側の説明折に、ちょっと近隣の市町の議員さんに聞いたときには、決める中では、結局、交付金の対象にあっても自腹でやるという覚悟で首長が財源措置しておる分もあるような気がするというような表現していたけど、うちは今市長も言っておるように、うちの財調はできるだけ使わずにとということもあろうかと思うんですけど、少なからず、でもこういう対象があるというのを作った表をもう一度作り直して、それから1次補正、2次補正で、それから自腹でもやれるというようなものを、みんなもう一度作り直すほうがいいんじゃないですか、どうなんですか。

○加藤市長 私もそのつもりでいるんですよね。おっしゃるように、各市町においてやっぱり格差があるわけなんですよ。申し上げましたように、臨時交付金については、まだ最終的にその用途先というのがまだこちらのほうに下りてきていませんので、そういうことも全部全てして、私の考え方は、尾鷲市はできていないけど

各市町がどんどんやっているぞというような話も洗い出しながら、どういう形で、例えば、例えば話でまた数字が言ったら、また勘違いされるか分からないんですけども、例えば、1兆円出る中の1億ちょい出たと、2兆円出る中で尾鷲市にどれぐらいのあれがあるのかって。例えば、比例計算したら2億円出たとして、例えば3億ぐらいの交付金が出たとしたらどういうことが使えるのか。やっぱり困っている事業者を含めた形の中で、さっき副市長が申しあげましたような児童手当云々等についても、いろいろやっぱり洗い出しながらで、それを一応我々としてはたたき台として出したい。その代わり、我々としても、執行部としてはこれはぜひとも二重丸やと、丸やと三角とかってね。

こういう議論というのは、私は大いにやっぱり議会の皆さんとやりたいと思っているんですけどもね。だから、早くやっぱりたたき台というのを早急につくらせていただいて、それができ次第、早急にまた行政常任委員会を開いていただきながら、それで場合によってはすぐにもう臨時会を開いていただくというような形を私としては思っているんですけども、この辺とかいかがでございましょうか。

○仲委員　市長、それ、おかしいんじゃないですか。既に第1次の臨時交付金の申請をして、2次もした上で交付決定を待っておって、今からたたき台をつくってもんでもらうというのは、それは無理ですよ。そういうふうに聞こえましたよ。

○加藤市長　ですから、私どもは1次に対する、これ、1億7,000万ぐらいあるわけだね、これは第一優先としてやらせていただいて、僕が言いたいのは、使える分があと1億3,000万あるやないかと。どのように使うんですかというような話なんだよ。例えば、例えばの話なんだよ。

○仲委員　1次、2次の、執行部はきちっと精査した中で申請したわけでしょう。それが、配分がオーバーしておるですから、振り返り、今さっき僕は振り返りもできますかと聞いたんですわ。ということは、トータルの中でこの申請した中でどれをするかというのやったらいいんですけど、新たに単独を含めてやるということやったら、これはおかしな話になりますよ。

○加藤市長　新たにというのは、これ以外のプラスアルファとしてという感じなんですよね。これは、もう僕はぜひ通していただきたいと。

(発言する者あり)

○加藤市長　単費じゃないでしょう。だから、要するに、今度の出る、今あれしている2次補正がどれだけ、要するに尾鷲市のほうへ頂けるのか、交付していただけるのかという。分かっているといったら、結構やっぱり難しい面もあるわけな

んですよ。だからいろんな案で出ますよ。

具体的に申し上げますと、これ以外に出てなかったんだから防災の話も出ましたでしょう、避難場所の話とかいろんな話が出ていますやん。だから、これはこれとして次にくるようなプラスアルファとしての、要するに交付金を使って感染症対策をやるというようなことは新たに出ささせていただきたいと。

○小川委員 2次補正、決定しましたけど、大体幾らぐらい、2兆円となりますけど、大体幾らぐらいに交付されると思っていますか、見当で。

○加藤市長 単純計算して、2億円ぐらいだと思っているんですけどね。

○小川委員 いや、ニュースでも言うておるやないですか。家賃補助に1兆円を使う、単独に1兆円、そんな中で、あとひもつきがあったらうわさでは尾鷲市は1億も入ってこないといううわさが流れていますけど、どうなんですか、そういう情報ないんですか。

○三鬼政策調整課長 正式な通知を待ちたいと思うのですが、内閣府の以前からホームページ等に出されているのは、臨時交付金2兆円のうち1兆円を家賃支援や休業協力金、また、交通機関やホテルの経営支援という1兆円の項目と、もう1兆円は、スポーツや文化のなどの再開支援、あとテレワーク導入支援、農林水産物の販売促進という大きなものが示されております。

ですので、これ、詳細が決まり次第、尾鷲市がどれが活用できるのかによって、いわゆる総額の交付限度額と尾鷲市が活用できる事業が決まってくるので、その内容を見て速やかに御説明したいと思います。

○三鬼（和）委員 質問の途中で代わられたもので。

2次補正が、表現がどうか分かりませんが、条件付とかひもつきというような交付金になるであろうということですので、この1回目、財政に来たのにしてでも、それが対象になるかどうかという難しいところも出てくるわけじゃないですか。この部分は大丈夫であろうというので算定は低い金額でされておるとは思うんですけど、その中で、先ほども新たな補助はないのかという話も出てきましたって言うて、もうどこまでやってするかということも含めて、これやったら、このまま行くんやったら、この中で行くという、もう決めて、交付金が出なかった水道料金であるとか、今回補正した分は単独事業でやるかとかというのを振り分けてしなくちゃ、話しするたびに、また次入ってくるからどうやという、補正があるとなると、余計、市はどれなのかということが分かりにくいので、我々もそういった意味で言うておるもので、これをメインで行くんだったら、これが必ずかなうような資金繰

りも含めて議論をしたいなと思いますし、新たな交付金も含めてやるのかどうかも含めて、その辺ちょっと説明してください。

- 加藤市長　今回の実施計画の1億六千何百万については、これはやるということとを前提にしながら事業計画書を三重県のほうに提出しているわけなんです。だから、この件については皆さん方賛成してほしいんです、やるということは。そういう話なんです。

(発言する者あり)

- 加藤市長　これは、だから事業の実施計画をやる以上は、我々としてはやりたいです。やりたいから、やるべくして申請したわけなんです。

(発言する者あり)

- 加藤市長　やります。やりますよ、だから。

だからやります。それにプラスアルファとして2次補正というものがありますから、用途先がちょっと限られておりますから、その辺のところも一応案はつくりながらお諮りしたいというお話なんですよね。

- 野田委員　交付金の実施計画という、市長はやりたいということはそれでいいんですけれども、まず、当初から考える中で何を優先するかということ、今の経済状況下、新型コロナウイルスの状況下において、何を優先するかということなんですけれども、水道事業会計の繰り出しというのは、これは水道事業会計の中でこの分は一般財源としてやりますということを当初言われていたと思うんですよね。僕はそのようにちょっと解釈しておるんですけれども、それとか、行政執行ですからいいんですが、この学校の臨時休業に伴う学習等への支援事業というのは、これは十分分かって、僕も賛成ですけれども、今、それをやるべき時期なのかという部分をやはり考える必要があるのじゃないのかと。何を、今、経済を浮上させるとかですね……。

(発言する者あり)

- 野田委員　いやいや、だから、申請の段階ですが、2次補正が来てこういうのを入れるというんやったら分かるんですけども、だから、市長が財政的にどうこう、それは分かるけど、今何をすべきかということを見ると、財政調整基金なんか別に使わなくても、活性化対策基金というのは1億700万からあるわけですよ。そういう部分を、活性化対策の中で一部使うとかということは、別に僕は可能じゃないかというふうに考えておるわけなんです。

そういう部分の市長の優先順位にはこれで精査されて、これだって言うかも分か

らないけれども、もっと精査する優先順位というのはあるんじゃないかということ
をちょっと思うわけです。その点、いかがですか。

○南委員長 野田さん、ITがどうのこうのという話は、今、優先順位と、今、
実施計画に基づいて自分らの執行部から説明を受けておるもので、それを否定する
んやったら、また違った議論になっていくで、やっぱり学校のITとなると、大事
なことやで、今、それはもうちょっと僕はいかがなものかなと発言を聞いて。子供
のことやで、やっぱり対象は。

○野田委員 水道事業のこれを入れてやるというのは、これを一般財源でやるっ
て言うておって、これを入れるという部分はどうなんです、これ。

○加藤市長 活性化基金も基金の中の一つなんですよね。これがもうふんだんに
あるというわけじゃないわけなんですよ。たしか13億ぐらいしかないわけだ。そ
の中の1億ちょいが活性化基金なんです。その中の財政状況基金が5億3,000
万ですか、かつかつの話で、これをうまく使いながら、うまく使うと言うのか、
要するに、まず第一に国からの交付金をうまく完全に全部使いながら、うまく感染
症対策に役立てたいということはまず大事なの。

今回、さっきおっしゃっている幼稚園云々の話というのは、これはもうクラスタ
ーや何やかんやもう喫緊の課題でしたので、もう既に事業やったと。今回、予算化
させていただいた分もあるわけなんですけど、その分と今後のためにもやっぱりき
ちんとやっていかなきゃならない。それで、そのためには、もう一方では一番目の
書いてある感染拡大の阻止協力金、三重県からあれしよったやつが4,500万う
たっているけれども、1億5,000万ぐらいかかるんじゃないかというような話
なんです。やっているわけなんだね。

これが、一応僕は今のところ最低必要条件の話であるし、あとプラスアルファに
するんだから、またほかにもやっぱりやらなきゃならないことがたくさんあります
から、その辺のところを整理しながら、また、議会のほうに諮らせていただきたい
と思っているわけなんです。

○奥田委員 市長、最後ちょっと確認させてくださいね。

私も何度も同じことを言っているんですけど、ほかの東紀州の各市町を見ても、
今回、国のほうに第1次補正の地方創生臨時交付金の関係で申請したものについて
は、公にして予算化もしておるわけですよ、紀北町も含めて、今回ね。

尾鷲市の場合は、まだ、これ予算化して、9事業あるけど、三つは予算化したけ
れども、二つか、水道、あれ、実質三つってことかな、水道はやるって言うている

でね。あと六つはしてないわけだけれども、先ほど、市長はやりたいんだ、やるって言いましたよね。これ、もうやるんですよね、ここに書いてあるものはね。それだけちょっともう一遍、お願いします。

- 加藤市長 一応、1次のほうの分についてはめどがついておりますし、2次のほうでもこれがこういうふうに使えるんじゃ、どうのこうのというような頭の中にありますし、だから、これについてはぜひやるというんか、やらせていただきたい、議会の承認を下さいということなんですよ。

(発言する者あり)

- 加藤市長 それでよろしいですか。

(発言する者あり)

- 南委員長 簡潔にお願いします。

- 奥田委員 議会の承認って、ぜひ皆さん、これ、反対する理由がないので、予算を上げていただいたら賛成します。

もう一個、ちょっと細かい話なんですけど、さっき総務の話で44万6,000円の飛沫防止シェードとかありましたよね。ここの交付対象経費を見ると44万5,000円で、1,000円の違いはちょっと……。端数は切捨てと言ったのかな、その辺ちょっとだけ、細かい話で申し訳ない。

- 三鬼政策調整課長 御説明いたします。

今回44万5,000円を申請させていただいている数字の基礎は、いわゆる既に4月から既存の予算で対応した4万9,000円と、今回、補正計上分も含めて39万6,000円を足した金額が44万5,000円と表現させていただきました。

ですので、4月の既存予算も遡って対象となりますので、申請には入れさせていただいたという理解でお願いいたします。

- 奥田委員 そうじゃなくて、4月に遡るといのは分かるんですけど、それで、総務のほうもその分の備品関係か、帳簿を使ったということで補正予算でまた上げてきたんですけど、それで44万6,000円だって予算を上げてきておるわけですよ。この1,000円の違いは何ですかということ。

- 三鬼政策調整課長 切捨てで計上するようになりましたので、御理解をお願いします。

- 濱中委員 担当課所管が商工になっているんですけども、市長がいらっしゃるのでこの際ちょっと聞かせてほしいんですけども、プレミアム商品券事業なんですけど、市長は一般質問の答弁の中で、市内事業者のためのバックアップになる

ことも考えてというふうに答弁されておりました。ところが、事業者の方のお話では、これがその時期であるとか規模が未定のままですと、今、ちょっと動き出しておる経済行動、消費行動が、これを見越して止まってしまうというような心配をされているんです。なので、ある程度スケジュール感はもう少し具体にお話を頂きたいというような御要望を頂いております。

この夏のことなのか、秋にまで行ってしまうのか、それ辺りのめどもつかないままだと、買い控えが始まるという心配を、お声を頂いておりますので、その辺り、もう少し具体的なことが言ってもらえないかなと思っておるんですけど、いかがですか。

○加藤市長　今回のプレミアムつき商品券につきましては、なるべく多くの金額を一応発行したいということは申し上げまして、どれぐらいの金額なのか、率についてはということで申し上げたんです。一応案としては3億円を出しながら、それに対する1割の補填で3,000万、事務費で500万というような、こういう形の中で3,500万をあれしたんですけれども、委員おっしゃるとおりだと思います、あくまでも今回は、社会経済の活性化、今、要するに経済が尾鷲の中でも大変沈滞している中で、どういうふうにした形で復活させるのかという手段でプレミアムつき商品券が、僕、発行ということは非常に大きな話だと。

それが、しかし経済が、今。それでこれが出すよと言って、秋口から冬ぐらいになって、また買い控えとか何とかというのはあるわけなんですね。その辺のところの、要するに、時間軸をきちんとやっぱり持つてくということ、やっぱり早く結論を出さなきゃなんないんだよ。これは宿題として頂いておきます。

非常に重要な話ですので、やっぱり消費税のときとまるっきり逆な話になりますので、その辺とか十分こちらも認識した上で、時間軸を持ってスピード感で結論を出していきたいと思っております。

○濱中委員　やはりどうしても尾鷲市内ですと、本当にその日その日の売上げの努力を積み重ねながらの事業の方が多いというふうに聞きます。そうすると、本当に、今日1日、明日1日ということで勝負をかけている人たちが、これによって立ち止まってしまわれるのが本当に怖いというような話になっておりますので、いつからというような時間的なものを、早くしろと言うのではなくて、早く始めてじゃなくて、いつするんやということ早く決めてほしいというそういったような御要望でしたので、よろしく申し上げます。

○野田委員　私、教育のところちょっと不自然なというか、ちょっと理解して

もらえなんだ部分はあるんですけども、要は第1次補正の中でも30億という国の予算がついていまして、こういう促進事業という部分は、その中で、僕は、これは一緒に1次と2次と加えた分だということと言われておるか、1次の部分でというか、ちょっとそこら辺が僕自身の頭が整理ができなんだものと言うんですけども、だからその部分を言っただけなんですけれども。要は、こういう事業は大事ですから、1次も2次も大事、予算を取るといふ部分では教育は大事な部分ですから、僕はそれを優先してもらったらいんですよ。ただ、何を優先するかという部分は、1次の部分を頭にありましたもので、1次補正という部分で、そのような言い方をしたんですけども、1次、2次も、今関係なくもう出ていますから、そこら辺は十分、執行部のほうで把握してもらって、市長はこれをやりたいということやで本当に応援したいと思えますし、そこら辺は、教育に関してはやっぱり大事なことで、すので力を入れてやっていっていただきたいという部分と、あと、プレミアム商品券の事業についても、やっぱりやるからには十分、地域の人に理解してもらって、繰り返しになりますけれども、やっていただきたいと、事業所も。商工会議所との関係もあると思えますので、よろしくお願ひしたい。

ちょっと一つ、この委託料500万というのは上がっているんですけども、委託料、プレミアム商品券で。これって500万って要るんですか、委託料って。ちょっとそこら辺はどうなんですか。

○三鬼政策調整課長 担当課のヒアリングを基に、いわゆる一般的なこういう商品券事業において、いわゆる委託事業先に払う諸経費を足して算出しておりますので、そう理解しております。

○野田委員 尾鷲は、そういう商品券にもデジタル化とかそういう電子化という部分は非常に僕は遅れているように思っています。

こういう部分については、もっとちょっとだけ先を見ながら、委託するためにどういう事業を持ってきて、デジタル化とか電子化という部分をやっていくのかという部分を、やっぱりそこら辺も含めて考えていただきたいと思えますので、いかがですか。

○加藤市長 今、そういうオンラインとかデータ化とかというのは、そういうあれがもう進んでおりますし、当然、我々としてはそういう方向の中で進めていかなきゃならないと思っています。

ただ、プレミアムつき商品券を発行するという事については、もう即やらなきゃならないんですよ。この何日間か、何か月かというような間にね。だからこれは、

要するに委託費として、印刷代も含まれた中でこういうあれは出てきております。これは当然のことながら、今の国会じゃないですけど、きちんと精査した形の中で我々としては委託したいと思っておりますので。

○三鬼（和）委員　市長は、これは交付金の実施計画を既に申請された中で議会でも議論したいという話が出てきたから、ちょっと話が膨らんでということになるんですけど、基本的には2次の補正等も確定した中で、次のまたほかのことを考えるなり、例えば、プレミアム商品券を上乗せとか枚数とかというのは、これは決定した段階で、またもう一度いろいろ考える、それで、もうまた新規の事業を考えていくということなんですか、どうなんですか。

○加藤市長　両方ともあると思います。ですから、この辺のところをまた手厚くしていくのかというのは、これは、一応これでやらせていただきます。もう皆さん方、御賛同頂いたと解釈しておりますので、この1次については、この臨時交付金等をベースにして、県に実施計画を出した分については尾鷲市としてはやらせていただきますと。皆さん方の御賛同を得たということを理解しております。

今後についての、やはりいろんな用途がありますので、当然、やっぱりこれを、要するにもう少し処遇のいいほうにしていくのか、あるいは新たなものがあるのか、新たなものをいろいろ考えておりますので、それは全部出させていただきます。

そういった中で、議員の皆さんから個々にお話だとかこういうものが必要だ、ああいうものが必要だ、それで一般質問においても、さっき、この前申し上げました避難場所の段ボールの話とか、そういう話についてもやっぱり今やっていかなきゃならないということは、今後のためにやっていかなきゃならないということがやっぱりたくさんありますので、その辺のところを全部出させていただいて、御議論頂きたいと、このように思っております。

○南委員長　今回の提示された第1次の実施計画につきましては、速やかに進めていただきたいと。

特に、最も市民の関心の一つで、プレミアム商品券の問題がかなりの関心がありますので、市長が言われたように、スピード感を持って早急に進めていただきたいことを委員会としても強く要望をいたしたいと思っております。

○三鬼（孝）委員　今、委員長も言いましたように、一日も早い実施をしてほしいんですけども、当然、補正予算を計上しなきゃならないですね。これ、いつ頃に臨時会を開く予定ですか。副市長。臨時議会。

○下村副市長　2次補正の内容がどうなっておるかということを精査しなくては

ならないんですが、できれば7月の中旬ぐらいまでには……。

(発言する者あり)

○下村副市長 早ければ早うやりたいですけど。

○楠委員 多分、臨時交付金の関係は、正直言って私も相当苦勞していると思うんですね。一つ聞きたいのは、この事例集は相当あると思うんですけど、その課で絞り込んでこの交付限度額まで持ってきたと。それ、相当苦勞されていると思うんですけど、実際、市のメニューとしてはやはり6個しかなくて、その前に皆さんが、職員の方がいっぱいいろいろ提案してくれた総数というのはどのぐらいあるんですかね。事例集とは別に、その総数というのはいくら分れば。

○三鬼政策調整課長 事例集も参考に出てきたものももちろんございますし、それも含めて各課から案にしては、また出してこられなかった課も含めると5から6の事業がありました。そのうち4が出されましたので、それにつきましては、いわゆる一つ制限がございまして、損失補填に該当する事業は、いわゆるコロナ支援であってもできないという大原則があるそうで、いわゆる担当課から出されました、それが損失補填に当たるという解釈されるものについては残念ながらちょっと下げさせていただきましたので、そういう整理をさせていただきました。

(発言する者あり)

○三鬼政策調整課長 事例の数ですか。事例の数は、いわゆる今回、詳しくは10本上げさせていただいたうち、あと4本がございました。

(発言する者あり)

○三鬼政策調整課長 事例集は109件が示されております。

○奥田委員 ちょっともう一点だけ確認なんですけど、副市長のほうは、7月中旬、その第2次補正の地方創生臨時交付金の対象になるということでしたけど、今回の市長はやるんだと言われたもの、第1次補正の分の予算を上げるんでしょう。それも一緒ぐらいになるんですか。いつ頃になるんですか。

○下村副市長 先ほど言いましたように、今回のこの申請も含めて、7月のできるだけ早いうちにということで、遅くとも7月中旬までには何とか精査したいと。議会のほうに臨時会ということで、従前からお願いしておるように、うち、2次補正の内容を確認した後、できるだけ早いうちに、市長が言いましたように行政常任委員会でまずお示しさせていただいて、臨時会へすぐかけていただきたいというふうに考えております。

○奥田委員 さっき財政のほうでも確認したら、第1次補正の地方創生臨時交付

金、6月末に確定するというふうに言うていましたけど、7月以降の交付金が、7月以降に交付金が入ってくるんじゃないかという話でしたけど、6月末にもう交付決定した段階で、ちょっと早めに第1次補正だけ教えてほしいですけど、内容。

○三鬼政策調整課長 現時点で捉えている情報をお伝えいたします。

今回、第1次申請は5月20日が国の締切りの早期締切りと、本市が対応いたしました5月29日締切りの通常締切りがございます。国のほうは、早期のいわゆる20日に国が締め切った分については6月22日までに申請書を出してくださいという通知と、6月の下旬に交付決定をするという通知が来ておるだけです。

多くの自治体が申請をいたしました5月29日の本申請の締切りの分は、まだ申請の案内もまだ来ていない状態ですので、交付決定のめどは今のところちょっとつかめておりません。

先行で上げたところは数が限られている自治体ですので、それらについては、交付申請と交付決定の目安の日時は6月下旬で来ているんですが、尾鷲市は本申請のほうに出しましたので……。

(発言する者あり)

○三鬼政策調整課長 2回出しているんです。早急に必要なところは、国が5月20日締切り、多くの市町村は5月29日の締切りに該当します。5月20日締切りのところについての交付申請と交付決定の目安の通知はあったのですが、尾鷲市に対する通知はまだございません。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、いずれにしろ、第2次補正のときも市長が答弁されておりますように、できる限り計画の段階で議会のほうへもお示しをさせていただいて、その上で練って合意形成を取ったのを、県のほうの申請で上げていただくような対応をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

企画、終わります。ありがとうございました。

あとは福祉があるんですが、どうしますか。

今日はこれで終わります。委員会、閉じます。

明日10時から福祉から行いますので、よろしく願いします。

(午後 2時27分 閉会)